

**防犯性に優れた  
大規模商業施設のガイドライン**

平成 30 年（2018 年）3 月

防犯性に優れた大規模商業施設の普及促進に係る調査研究 研究会

公益財団法人 日工組社会安全研究財団



目 次	ページ
<b>第 1 章 はじめに -----</b>	<b>1</b>
1. ガイドラインの策定の背景 -----	1
2. ガイドラインの位置づけと利用方法 -----	3
(1) ガイドラインで対象としている施設・犯罪等 -----	3
(2) ガイドラインの構成と利用方法 -----	3
<b>第 2 章 大規模商業施設の防犯対策の意義と基本的な考え方 -----</b>	<b>5</b>
1. 大規模商業施設の防犯対策の意義 -----	5
2. 防犯の基本的な考え方 -----	5
3. 施設周辺の状況が防犯対策に与える影響について -----	7
(1) 施設周辺の交通状況が及ぼす影響 -----	7
(2) 施設周辺市街地の環境 -----	8
<b>第 3 章 施設の防犯対策を確認するためのチェックリスト -----</b>	<b>9</b>
1. チェックリストの目的と活用方法 -----	9
2. チェックリスト -----	10
3. 構造・設備面の対策に関するチェックリストの解説 -----	13
<b>第 4 章 構造・設備面の対策 -----</b>	<b>36</b>
1. 施設全体での検討が必要な対策 -----	36
(1) 見通しの確保 【監視性の確保】 -----	36
(2) 動線分離 【接近の制御、領域性の確保】 -----	37
(3) 防犯カメラによる監視性の確保 【監視性の確保】 -----	39
2. 個別空間ごとに検討が必要な内容 -----	41
(1) 建物外周 -----	41
(2) 敷地外周 -----	42
(3) 植栽 -----	42
(4) ゴミ箱 -----	43
(5) 自動販売機 -----	43
(6) 扉・窓（ショーウィンドウ） -----	44
(7) 駐車場 -----	44
(8) 駐輪場 -----	45
(9) 階段 -----	46
(10) トイレ -----	46

(1 1) エレベーター -----	47
(1 2) エスカレーター -----	47
(1 3) キッズスペース -----	48
(1 4) 屋上 -----	48
(1 5) ゲームセンター・フードコート -----	49
(1 6) 現金自動預払機 -----	49
(1 7) テナント -----	49
(1 8) 従業員用通用口・通路・駐車場 -----	50
 第 5 章 ソフト面の対策 -----	52
1. 施設内の防犯体制の構築 -----	52
(1) 防犯担当専門組織の役割分担の明確化と周知徹底 -----	52
(2) 組織・部門を超えた迅速な情報共有体制の構築 -----	53
(3) 防犯担当責任者の設置 -----	53
(4) 防犯マニュアルの作成 -----	54
(5) テナントとの防犯に関する共通ルールの設定 -----	55
2. 施設内の犯罪等に関する情報の共有と分析の推進 -----	55
(1) テナントとの情報共有体制の構築 -----	55
(2) 犯罪発生状況の分析と活用 -----	56
3. 施設全体としての防犯意識・コミュニティ意識の醸成 -----	57
(1) テナント従業員とも連携した防犯意識の醸成 -----	57
(2) テナント・従業員への防犯教育/研修・対応手順の習熟 -----	57
(3) テナント間コミュニケーションの活性化支援 -----	58
4. 多様な機関との連携による防犯力強化 -----	59
(1) 多様な人材・多様な機関と連携した巡回体制の強化 -----	59
(2) 地域や関係機関と連携した防犯意識啓発活動の展開 -----	60
(3) 関係・近隣機関との連携体制構築 -----	61
 第 6 章 大規模商業施設運用時に生じる課題別の対応方策 -----	63
1. 大規模商業施設運用上の課題 -----	63
2. 課題別の対応方策ガイド -----	64
(1) 万引き -----	64
(2) 車上ねらい -----	64
(3) 自転車盗 -----	65
(4) 置引き・ひったくり等 -----	66
(5) 盗撮・痴漢・わいせつ行為等 -----	66

(6) 暴行・傷害・恐喝 -----	67
(7) 放火 -----	68
(8) 落書き -----	68
(9) 嫌がらせ・つきまとい・わいせつ行為等 -----	69
(10) い集 -----	70
(11) 不審者等の侵入 -----	70
(12) 施設等への不法侵入（夜間等） -----	71
(13) 特殊詐欺 -----	71
第 7 章 今後の更なる安全安心の実現に向けて -----	72
1. 今後の防犯対策の継続に向けて -----	72
(1) 防犯対策の継続的な実施 -----	72
(2) 新たな課題への対応 -----	72
(3) テロ等の新たな危機への対応 -----	72
参考資料 -----	73
1. 検討の体制 -----	73
2. 検討の経緯 -----	73

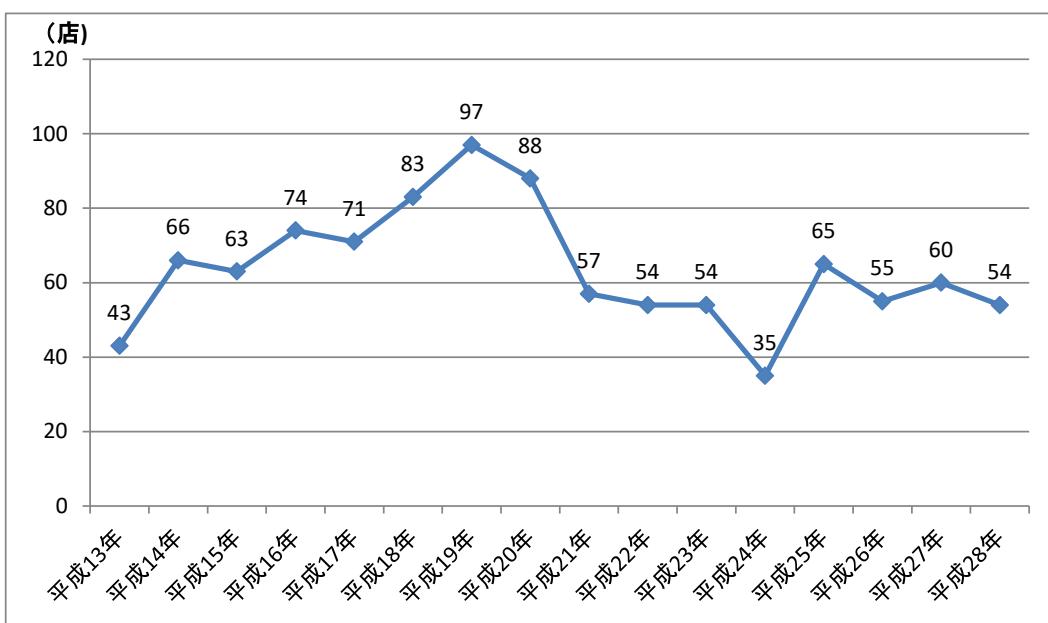


# 第1章 はじめに

## 1. ガイドラインの策定の背景

日本における大規模商業施設は、近年においても毎年一定数の新規開業が進んでいます。一般社団法人日本ショッピングセンター協会によると、大規模商業施設（ショッピングセンター<sup>1)</sup>は平成28年時点での営業中のもので、3,211施設、総テナント数は159,066件です。

図表1 ショッピングセンターの新規開業数の推移



資料)一般社団法人日本ショッピングセンター協会ウェブサイトより三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

こうした大規模商業施設は、地域において商業機能の中心的な役割を担っており多数の人が集まる空間となっていることから、地域に大きな影響を与える存在となっています。加えて、防犯イベントや特殊詐欺被害防止キャンペーンなどの開催拠点となっている例や、地域の防犯パトロール隊の活動拠点を提供する例、さらには東日本大震災の発災時には、

<sup>1)</sup>一般社団法人日本ショッピングセンター協会における定義では、次の条件を備えることをショッピングセンターとしている。

1. 小売業の店舗面積は、1,500 m<sup>2</sup>以上であること。
2. キーテナントを除くテナントが10店舗以上含まれていること。
3. キーテナントがある場合、その面積がショッピングセンター面積の80%程度を超えないこと。  
但し、その他テナントのうち小売業の店舗面積が1,500 m<sup>2</sup>以上である場合には、この限りではない。
4. テナント会（商店会）等があり、広告宣伝、共同催事等の共同活動を行っていること。

石巻に立地する大規模商業施設が避難所として機能した例があるなど、地域においてその役割は拡大し、単なる商業機能だけではなく、より公的な役割が期待されるようになるなど、その地域における影響力と役割は拡大しています。

この様に大規模商業施設はその集客性や公的な役割が拡大しており、その利用者や従業員の安全安心を確保するだけではなく、周辺地域の安全安心を確保する観点からも、より一層高い水準の防犯性が求められるようになってきました。

このため、本研究会では、大規模商業施設の設計・運営者や警察・行政機関が大規模商業施設の防犯性を向上させる際の一助となることを目的に、大規模商業施設の防犯上の留意点についてハード・ソフトの両面から事例を交えてとりまとめ、本ガイドラインを作成しました。

#### (参考)

平成 10 年の大規模小売店舗立地法の施行に伴い、経済産業省が示した「大規模小売店舗を設置するものが配慮すべき事項に関する指針」(平成 11 年施行、平成 17 年に改訂) (平成 17 年 3 月 30 日経済産業省告示第 85 号)において、「防災・防犯対策への協力」として以下の様に触れられています。

#### (4) 防災・防犯対策への協力

大規模小売店舗は生活空間から一定の範囲に設置され、かつ比較的広大な敷地を有する施設であることから、設置者は、大規模小売店舗の所在する地方公共団体から災害時の避難場所として駐車場等敷地の一部の使用若しくは店舗で扱っている範囲の物資の緊急時における提供を行うための協定等について締結要請があった場合、必要な協力をすることとする。また、大規模小売店舗は周辺の住居等から一定の範囲に立地し、夜間に営業活動を行う店舗も多いことから、特に深夜には周辺地域での防犯や青少年の非行防止の対策の一助としての協力が期待されているところであり、駐車場等への適切な照明の設置、警備員の巡回等の配慮を行うことが望ましい。

## 2. ガイドラインの位置づけと利用方法

### (1) ガイドラインで対象としている施設・犯罪等

本ガイドラインは、一定規模の小売面積を有している大規模商業施設を対象としています。また、基本的には施設管理者・運営者の観点から内容を整理していますが、入居しているテナントや一般的な小売店舗等においても有効となりうる取組も取り上げています。

なお、本ガイドラインは、大規模商業施設で発生しうる機会犯罪<sup>2</sup>（万引きや自転車盗、暴行、恐喝、放火など）のほか、痴漢や盗撮などの迷惑行為を対象として、その抑止対策を整理しています。

### (2) ガイドラインの構成と利用方法

#### ① 本ガイドラインの構成と利用の方法

第4章、第5章では、大規模商業施設を設計・運営するにあたってポイントとなるハード・ソフトの防犯対策について、実際の取組事例を交えながら整理しています。網羅的に防犯対策の内容を確認したい場合には第4章、第5章の内容を確認してください。

第3章では各施設におけるハード・ソフトの防犯対策の不足について一覧して判断できるチェックリストを設けています。それぞれのチェック項目については、その対策が行われていないことにより想定される課題や、第4章、第5章の関連する対策の記載ページについて整理されていますので、現状の対策の不足を確認し、必要な対策を検討する際には第3章を活用してください。

また、第6章では運用していく上で発生しうる課題別に、必要な防犯対策について整理しています。特定の課題に対して必要な対策を考える際には、こちらの内容を確認するようしてください。

図表 2 本ガイドラインの構成

章	記載されている内容
第1章	ガイドラインの策定の背景やガイドラインの位置づけ、利用方法について
第2章	大規模商業施設の防犯対策の意義や基本的な考え方について
第3章	施設の防犯対策を確認するためのチェックリストについて
第4章	構造・設備面の防犯対策について
第5章	ソフト面の防犯対策について
第6章	大規模商業施設運用時に発生しうる課題とその課題別の対策について
第7章	今後の更なる安全安心の実現に向けた取組について

<sup>2</sup> 機会犯罪とは、「犯罪企図者」、「犯罪の対象（人・物）」、「犯罪を行いやすい環境」の3つの条件が同時に重なった状況で、機会があれば発生する犯罪のことで、窃盗罪や暴行罪などが該当する。

## ② 本ガイドラインで想定する利用者

---

### 1) 大規模商業施設の設計・運営者

本ガイドラインは、主に大規模商業施設の設計・運営者の利用を想定して、実際の取組事例を交えながら防犯対策とその留意点について整理しています。

各施設でどのような対策を進めるかは、施設の規模・構造や防犯に対する考え方や予算制約などに応じて具体的な検討していくことが必要ですが、その際、本ガイドラインに掲載している具体的な取組事例等を参考にしてください。

### 2) 警察・行政機関

本ガイドラインは、主に大規模商業施設の設計・運営者の利用を想定していますが、警察や行政機関も活用することができるよう作成しています。

例えば、地域の大規模商業施設から相談を受けた場合や、大規模商業施設の開業等が決まった場合、大規模小売店舗立地法の届出を受けた場合などに、適切な指導・助言を行う上での参考資料として活用することも可能です。

## ③ ガイドラインの位置づけ

---

本ガイドラインは、あくまでも調査研究の結果として、大規模商業施設の防犯上の留意点について取りまとめたものです。その実施について、規制・義務等の形で強制するものではありません。

防犯対策は、それぞれの施設が、その施設の状況に応じて創意工夫をこらすことが重要となりますので、そのための指針・参考資料として活用してください。

## 第2章 大規模商業施設の防犯対策の意義と基本的な考え方

### 1. 大規模商業施設の防犯対策の意義

第1章でも示したように、大規模商業施設は地域に大きな商業機能を提供するだけではなく、様々な公共空間としての役割が求められるようになってきています。地域に大きな影響を与える存在として、地域の安全安心につながる施設そのものの安全性の向上は、社会的な要請でもあります。

同時に、大規模商業施設の安全性が高まることは、そこに来客する人が安心して利用できることにつながり、ひいては施設価値の向上や施設入居テナントの売り上げの向上といった利益につながっていきます。

この様に、大規模商業施設にとって防犯対策を進めることは、地域全体のメリットにつながるだけではなく、施設そのものにも大きなメリットをもたらします。

### 2. 防犯の基本的な考え方

#### ① 防犯対策に取り組む上での前提条件

大規模商業施設において防犯対策を進めるにあたって、まず犯罪リスクに対する社内の意識や規範を高めることが重要となります。

例えば、欠品情報を的確に把握することができるような適切な商品管理体制の構築や、施設内で発生している様々な課題を適切に把握できるような管理体制の整備などが必要となります。

その上で、防犯対策の意義を経営陣として理解し、経営方針の中で明確に位置づけることによって、施設として効果的な防犯対策を実施することができ、そのメリットを十分に享受することができるようになります。

#### ② 防犯環境設計の4原則

具体的な防犯対策を行う上では、以下に示す防犯環境設計の4原則を念頭に置くことが重要となります。

本ガイドラインでは、以下の4原則も踏まえながら具体的な取組について整理をしていますので、その内容を参考としながら、各施設において取り組むべき内容を検討するうにしてください。

図表 1 防犯環境設計における4原則

**原則1：被害対象の強化・回避**

- ・被害対象とは、犯罪を行おうとしている者（犯罪企図者）がターゲットとしている物や人で、例えば自転車盗であれば盗もうと考える自転車を、ひったくりであればひったくりの被害者となる人を指します。
- ・被害対象の強化・回避とは、具体的には破壊行為が困難な部材や設備を利用したり、対象物を安全な区画に移動したり、利用客の防犯意識を高めて被害者となることを防ぐなどの方法があります。

**原則2：接近の制御**

- ・接近の制御とは、犯罪企図者が対象物（者）に接近することを妨げることを指します。
- ・具体的には、敷地境界の機械警備や、動線計画を適切に行うなどの方法があります。

**原則3：監視性の確保**

- ・対象物（者）や対象物への接近経路を監視することにより、犯罪企図者に心理的プレッシャーを与え、対象物に接近し難くすることを指します。
- ・具体的には見通しの確保や明るさの確保などで死角を生じないような空間構成としたり、従業員による見守りや防犯カメラ等による監視などの方法があります。

**原則4：領域性の強化**

- ・領域とは、一定の質の同一性が担保されている空間のことで、コミュニティが形成されている範囲などが該当します。
- ・大規模商業施設の場合、従業員の防犯意識の向上や清掃等の適切な施設管理等を通じて空間の質を高めることで、犯罪企図者に対してしっかりと管理された場所であるとの印象を与え犯罪を起こしにくくさせるなどの方法があります。

### ③ ソフト面の防犯対策の重要性

総合的な防犯性能の向上のためには、構造や設備などのハード面の対策を進めるだけではなく、それらをより強固なものとするためのソフト面の対策も重要となります。

例えば、防犯カメラを設置するだけではなく、従業員の意識啓発を進め、従業員による見守り等を実施するといったソフト面の対策を合わせて実施することで、より高い効果を期待することができます。

そのため、ハード面の対策に加えて、施設内の情報共有体制や防犯マニュアル作成などによる防犯体制の構築、施設内での犯罪等の発生情報の分析、従業員の防犯意識やコミュニティ意識の醸成、自治体や警察等との多様な機関との連携などのソフト面の防犯対策を進めることが重要です。

### 3. 施設周辺の状況が防犯対策に与える影響について

必要な防犯対策を検討し実施する上で、施設が立地する周辺の環境が様々な影響を及ぼすことがあります。例えば、人通りが多い場所に立地している場合や通過交通が多い場合には、そうでない場合と比較してもスリやひったくりなどの犯罪が発生しやすくなる場合があります。

このため、防犯対策を検討する上で、周辺環境が施設にどのような影響を与える可能性があるかについて把握しておくことが重要です。

#### (1) 施設周辺の交通状況が及ぼす影響

施設へのアクセシビリティが良好であると、犯罪企図者にとっては一般利用者に紛れて施設に近づきやすく、逃げやすい環境となります。特に鉄道駅やバスターミナル等と直結している場合には、通過交通量は増加し、スリ・ひったくり、盗撮等の犯罪企図者にとってターゲット量が増加することにもつながります。

自転車や自動車利用者が多い施設では、駐輪場、駐車場が広くなるとともに、多くの自転車・自動車によって死角も発生し、人の目が行き届きづらくなります。また、自転車盗や車上ねらい等の犯罪企図者にとってはターゲットの量が増加することにもつながります。

図表 2 施設周辺の交通状況と防犯上のリスク

交通状況	防犯上のリスク（留意点）	関連する犯罪等
通過交通量が多い (鉄道駅・バスターミナルと直結しているなど)	<ul style="list-style-type: none"><li>・アクセシビリティが良好であると通過交通量が多くなります。特に鉄道駅やバスターミナルと直結していると、より多くの利用者の利便性が高まり、通過交通量は増加します。</li><li>・この結果、犯罪企図者にとっては一般利用者に紛れて施設に近づきやすく、施設から逃げやすい側面があります。</li><li>・また被害の対象となるターゲットが多く存在することから、スリ・ひったくり、盗撮等の犯罪の増加が懸念されます。</li><li>・さらに、営業時間後も人の往来があることで、い集や深夜における犯罪の増加が懸念されます。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・スリ・ひったくり</li><li>・盗撮</li><li>・い集</li></ul>
自動車利用者が多い	<ul style="list-style-type: none"><li>・自動車利用者が多い地域では、施設への交通手段も自動車が多く、駐車場が広いことが想定されます。</li><li>・被害対象となるターゲットが増加し、人の目が行き届きにくくなるだけでなく、施設の利用時間が長い大型商業施設では、車上ねらい等のリスクの増加がより懸念されます。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・車上ねらい</li></ul>
自転車利用者が多い	<ul style="list-style-type: none"><li>・自転車利用者が多い地域では、施設への交通手段も自転車が多く、駐輪場が広いことが想定されます。</li><li>・被害対象となるターゲットが増加し、駐輪場が広く人の目が行き届きにくいだけでなく、施設の利用時間が長い大型商業施設では、自転車盗等のリスクの増加がより懸念されます。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・自転車盗</li></ul>

## (2) 施設周辺市街地の環境

施設の周辺にどのような市街地が広がっているかによって、施設に来訪する人々の属性が変わります。

ファミリー世帯が多い住宅地が周辺にあり、施設への来訪が見込まれる場合には、子どもが事故にあったり犯罪被害にあったりするリスクが増加します。また、女性や高齢者の利用が多く見られる場合には、スリ・ひったくりやつきまとい、わいせつ行為などの被害にあうリスクの増加が懸念されます。

図表 3 施設周辺市街地の環境と防犯上のリスク

環境	防犯上のリスク（留意点）	関連する犯罪等
周辺に住宅地が広がっている	施設周辺の住宅地の状況によっては子ども連れの家族の来訪が多くなる可能性があり、その場合子どもの迷子やケガ、連れ去りなど子どもが被害者となるリスクの増加が懸念されます。	<ul style="list-style-type: none"><li>・子どもの連れ去り</li><li>・子どものケガなど</li></ul>
周辺に女性、高齢者等や青少年が集まる施設が立地している	<p>女性や高齢者の利用が多く見込まれるような立地環境にある場合、スリ・ひったくりやつきまとい、わいせつ行為、痴漢等のリスクの増加が懸念されます。</p> <p>青少年の利用が多くなるような立地環境にある場合、青少年の健全育成や青少年保護の観点からの取組も必要となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・スリ・ひったくり</li><li>・つきまとい</li><li>・わいせつ行為</li><li>・い集</li><li>・暴行</li><li>・盗撮</li></ul>
施設周辺に外灯がない	施設周辺が暗く人の目が届きにくいことに加えて人通りも減少する場合、施設周辺でスリ・ひったくり、つきまとい、わいせつ行為、暴行等のリスクが増加する懸念があります。	<ul style="list-style-type: none"><li>・スリ・ひったくり</li><li>・つきまとい</li><li>・わいせつ行為</li><li>・暴行</li><li>・痴漢</li></ul>

---

## 第3章 施設の防犯対策を確認するためのチェックリスト

---

### 1. チェックリストの目的と活用方法

本チェックリストは「構造・設備面の対策に関するチェックリスト（1～26）」と「ソフト面の対策に関するチェックリスト（27～38）」の2種類で構成されています。

チェックリストは、それぞれ、「第4章 構造・設備面の対策」や「第5章 ソフト面の対策」で詳細に解説している対策内容に基づき、整理しています。各施設で取り組んでいる防犯対策について、構造・設備面、ソフト面の両面から、対策が充足しているかのチェックにご活用下さい。また、まだ設計段階や準備段階にある施設においても、必要な対策が施されているかを確認するためのチェックリストとしても活用可能です。

なお、チェックリストには、それぞれ簡単な解説が掲載されています。解説では、チェックリストの内容ができていないことでどのようなリスクや課題が生じるのか、これに対し、具体的にどのような対策を取れば良いかについて整理していますので、既に実施している取組をさらに深める観点でも、合わせて参考にしてください。

また、第4章や第5章の関連・対応箇所を明示していますので、より詳しい内容を知りたい場合や対策を進めたい場合には、こちらの内容を参照してください。

## 2. チェックリスト

構造・設備面の対策に関するチェックリスト		<input checked="" type="checkbox"/> チェック
施設全般	1 施設内外の利用者が出入りする場所で、見通しの確保ができているか。	<input type="checkbox"/>
	2 バックヤードと売り場との区分は明確になっているか。また、営業時間の異なるテナント・エリアの分離はなされているか。	<input type="checkbox"/>
	3 建物外周部において、車両の侵入防止対策や、施設内への侵入防止対策、外壁への落書き等のいたずら防止対策等がなされているか。	<input type="checkbox"/>
	4 敷地外周について、敷地内外の区分の明確化や、侵入懸念箇所でセンサー・防犯カメラの設置などの対策が講じられているか。	<input type="checkbox"/>
付帯施設・備品	5 植栽について、死角が生じないよう植栽の管理規程を作成する等の対策が講じられているか。	<input type="checkbox"/>
	6 ゴミ箱について、中身が確認できるような工夫等の対策が講じられているか。	<input type="checkbox"/>
	7 自動販売機について、アンカーボルトでの固定・チェーンロック等の補助錠装着、売上金の定期的回収などの対策が講じられているか。	<input type="checkbox"/>
施設構造	8 施設の出入口は内外から見通せる工夫がなされているか。また、営業終了時、シャッター等により空間を区切ることで、外部からの侵入ができないような工夫がなされているか。	<input type="checkbox"/>
	9 施設内部への侵入口となりやすい窓について、防犯性能の高いガラスの使用等の対策が講じられているか。	<input type="checkbox"/>
防犯カメラ	10 防犯カメラは設置目的に照らして、設置場所や設置台数が適切に設定されているか。また、防犯カメラの設置目的に応じて設置表示板の掲示等を適切に講じているか。	<input type="checkbox"/>
	11 防犯カメラによるモニタリングの実施体制は明確になっているか。また、映像記録の管理方法・運用方法を定めているか。	<input type="checkbox"/>
施設外の特定箇所	12 駐車場について、見通しは確保されているか。また、ボラード・植栽、自動入出場システム等により、屋外駐車場に不特定多数の車両の出入りを制限する工夫がなされているか。	<input type="checkbox"/>
	13 駐輪場内について、スライド式ラック等の固定器具の導入等、自転車盗難を防止するための対策が講じられているか。	<input type="checkbox"/>

施設内部の特定箇所	14 利用客用の階段について、見通しは確保されているか。また、死角が多くなりがちな非常用階段を利用者が通常利用することを避ける工夫がなされているか。	<input type="checkbox"/>
	15 トイレについて、出入口の見通しの確保や、個室内の通報装置・インターホンの設置などの対策が講じられているか。	<input type="checkbox"/>
	16 エレベーターについて、エレベーターホール全体の見通しの確保、かご内の通報装置・鏡の設置などの対策が講じられているか。	<input type="checkbox"/>
	17 エスカレーターについて、防犯上適切な長さ・角度への配慮、側面の透過防止等の対策が講じられているか。	<input type="checkbox"/>
	18 キッズスペースについて、見通しの確保や、警備員の配置等の対策が講じられているか。	<input type="checkbox"/>
	19 屋上について、動線管理、転落防止等の対策が講じられているか。	<input type="checkbox"/>
	20 ゲームセンターについて、犯罪企図者の紛れ込みを防ぐための明るさの確保や、子どもの見守りなどの対策が講じられているか。	<input type="checkbox"/>
テナント	21 フードコートについて、犯罪企図者の紛れ込みを防ぐため、店舗エリア・通路・食事スペースの区分の明確化、通路幅・明るさの確保などの対策が講じられているか。	<input type="checkbox"/>
	22 金融機関・現金自動預払機（ATM）について、道路等又は事業所内からの見通しの確保、防犯カメラやミラーの設置などの対策が講じられているか。	<input type="checkbox"/>
従業員設備	23 テナント内について、見通しの確保の他、高額商品、小物・雑貨商品等、商品特性に応じた陳列対策がなされているか。また、万引き防止機器・タグの導入等の対策が講じられているか。	<input type="checkbox"/>
	24 テナント内のレジカウンターについて、利用者の出入・行動の視認性向上や、取り出しにくいレジスター構造・使用台数制限等の工夫がなされているか。また、緊急通報装置等の防犯対策が講じられているか。	<input type="checkbox"/>
従業員	25 従業員用通用口について、身分証の携行やシステム等による出入チェック等の対策が講じられているか。	<input type="checkbox"/>
	26 従業員用通路・駐車場について、明るさの確保、従業員への防犯ブザー貸出等の対策が講じられているか。	<input type="checkbox"/>

ソフト面の対策に関するチェックリスト		チェック
27	テナントやテナント従業員からみて、施設の安全安心を担当する組織が明確でわかりやすいものになっているか。	<input checked="" type="checkbox"/>
28	施設の安全安心を担当する組織間の役割分担は明確になっているか。	<input type="checkbox"/>
29	施設の安全安心に係る情報について、関係者全員に迅速かつ正確に情報共有ができる体制が構築されているか。	<input type="checkbox"/>
30	施設の安全安心に係る情報について、適切に分析し活用する体制が構築されているか。	<input type="checkbox"/>
31	不審者情報などの通報体制は整えられているか。また従業員にその方法が周知・徹底されているか。	<input type="checkbox"/>
32	不審者などの事案が露見した場合の対応上の役割分担はできているか。	<input type="checkbox"/>
33	施設の安全安心のため、従業員全員で見守る体制を構築できているか	<input type="checkbox"/>
34	テナントが防犯上の課題について相談しやすい体制が構築されているか。	<input type="checkbox"/>
35	テナント・従業員向けの防犯教育・研修・訓練が実施されているか。また、継続的なものになっているか。	<input type="checkbox"/>
36	犯罪等のターゲットになりやすい従業員層(女性従業員・高齢従業員等)向けの対策を実施しているか。	<input type="checkbox"/>
37	テナントだけではなく「施設全体」としてのコミュニティ意識を育む取組や工夫がなされているか。	<input type="checkbox"/>
38	自治会・行政・警察など、地域の関係する機関との連携体制は構築できているか。また日頃から情報交換できる関係づくりができているか。	<input type="checkbox"/>

### 3. 構造・設備面の対策に関するチェックリストの解説

#### ◆施設全般

##### (1) 施設内外の利用者が出入りする場所で、見通しの確保ができているか。

###### ① 課題となる状況

具体的に想定される状況として、以下のような状況が挙げられます。

- 死角や、極端な明暗差があると、犯罪企図者が近づきやすくなる。

###### ② 解決の方向性

- 視線を遮る設置物を避け、一定の照度を確保する。
- 見通しの確保は、利用客の回遊性の向上にもつながり、施設の営業上の観点からも有効となる。

#### ＜見通しの確保が求められる場所＞

駐車場、駐輪場、階段、トイレ出入口、ゴミ置場、ゴミ箱周辺、施設出入口、従業員通用口、エレベーターホール、エスカレーター、テナント内（商品陳列棚、試着室）、子ども広場、屋上、自動販売機周辺、現金自動預払機周辺 など

☞ 詳細は P. 36 第 4 章1. (1) を参照

##### (2) バックヤードと売り場との区分は明確になっているか。また、営業時間の異なるテナント・エリアの分離はなされているか。

###### ① 課題となる状況

具体的に想定される状況として、以下のような状況が挙げられます。

- 利用客が容易に売り場からバックヤードに立ち入ることができる。
- 営業終了後のテナント等に接近することができる。

###### ② 解決の方向性

- バックヤードとその他のスペースを明確に区分し、出入は施錠扉等で制御する。
- 営業時間の異なるテナント・エリアについて、シャッター等で動線を分離・閉鎖する。

☞ 詳細は P. 37 第 4 章1. (2) を参照

**(3) 建物外周部において、車両の侵入防止対策や、施設内への侵入防止対策、外壁への落書き等のいたずら防止対策等がなされているか。**

**① 課題となる状況**

具体的に想定される状況として、以下のような状況が挙げられます。

- ・建物内部に車両が横付け・侵入する事件・事故が発生する。
- ・建物外壁の落書きが発生する。

**② 解決の方向性**

- ・歩行者用通路や建物入り口付近の広場などにポールやガードレール等を適宜配備する。
- ・建物外壁に防犯カメラを設置する。

☞ 詳細は P. 41 第 4 章2. (1) を参照

**(4) 敷地外周について、敷地内外の区分の明確化や、侵入懸念箇所でのセンサー・防犯カメラの設置などの対策が講じられているか。**

**① 課題となる状況**

具体的に想定される状況として、以下のような状況が挙げられます。

- ・夜間等に自由に敷地内に出入りできる。

**② 解決の方向性**

- ・フェンス等で外周部を囲い、侵入のおそれのある箇所にはセンサー・防犯カメラを設置する。

☞ 詳細は P. 42 第 4 章2. (2) を参照

## ◆付帯施設・備品

(5) 植栽について、死角が生じないよう植栽の管理規程を作成する等の対策が講じられているか。

### ① 課題となる状況

具体的に想定される状況として、以下のような状況が挙げられます。

- ・植栽によって死角が生じ、監視が行き届いていない。
- ・植栽の定期的な剪定が行われず、見通しが悪くなっている。

### ② 解決の方向性

- ・植栽を設置する際は死角を生じさせないようにする。
- ・植栽についての管理規程を策定した上で、定期的な剪定を行う。

☞ 詳細は P. 42 第 4 章2. (3) を参照

(6) ゴミ箱について、中身の確認できるような工夫等の対策が講じられているか。

### ① 課題となる状況

具体的に想定される状況として、以下のような状況が挙げられます。

- ・ゴミ箱の中身が確認できず、爆発物テロや、放火・失火が発生する。

### ② 解決の方向性

- ・一部を透明な容器にするなど、一定方向から中身が確認できるようにする。

☞ 詳細は P. 43 第 4 章2. (4) を参照

(7) 自動販売機について、アンカーボルトでの固定・チェーンロック等の補助錠装着、売上金の定期的回収などの対策が講じられているか。

① 課題となる状況

具体的に想定される状況として、以下のような状況が挙げられます。

- ・自動販売機が固定されておらず、損壊・盗難の被害に遭う。
- ・自動販売機内に多額の現金が残されていて、盗難の被害に遭う。

② 解決の方向性

- ・アンカーボルトでの固定、チェーンロック等の補助錠装着を行う。
- ・売上金を定期的に回収する。

☞ 詳細は P. 43 第 4 章2. (5) を参照

◆施設構造

(8) 施設の出入口は内外から見通せる工夫がなされているか。また、営業終了時、シャッター等により空間を区切ることで、外部からの侵入ができないような工夫がなされているか。

① 課題となる状況

具体的に想定される状況として、以下のような状況が挙げられます。

- ・施設出入口の扉が、内外を相互に見通せず、出会い頭の事故・事件が発生する。
- ・扉の構造・防護が脆弱で、閉店後等の損壊による侵入が容易である。

② 解決の方向性

- ・建物出入口の扉は、安全上の対策も含めて、内外を相互に見通せる構造にする。
- ・閉店時に侵入盗等の被害を防止するため、被害対象の強化の観点からシャッター等で防護する。
- ・従業員用通用口や搬入口等の扉についても、防犯建物部品・補助錠等で防護を強化する。

☞ 詳細は P. 44 第 4 章2. (6) を参照

**(9) 施設内部への侵入口となりやすい窓について、防犯性能の高いガラスの使用等の対策が講じられているか。**

**① 課題となる状況**

具体的に想定される状況として、以下のような状況が挙げられます。

- ・窓（ショーウィンドウ）の構造・防護が脆弱で閉店後等の損壊による侵入が容易である。

**② 解決の方向性**

- ・窓（ショーウィンドウ）等について、防犯性能の高いガラス等の建物部品・補助錠等で防護を強化する。

☞ 詳細は P. 44 第 4 章2. (6) を参照

◆防犯カメラ

**(10) 防犯カメラは設置目的に照らして、設置場所や設置台数が適切に設定されているか。また、防犯カメラの設置目的に応じて設置表示板の掲示等を適切に講じているか。**

**① 課題となる状況**

具体的に想定される状況として、以下のような状況が挙げられます。

- ・目的が不明確なまま防犯カメラを設置し、犯罪抑止・追跡に有効に活用できていない。
- ・設置台数を増やしたが、死角が発生している。
- ・施設外の公共空間以外が画角に映り込んで記録されている。
- ・犯罪抑止を目的とした表示板を掲示していない。

**② 解決の方向性**

- ・場所ごとの設置目的を、犯罪抑止や要注意人物の動向把握など、明確にする。
- ・人の目とカメラの撮影により死角が発生しないよう台数・場所を検討し、設置する。
- ・公共空間以外の場所について画角・モザイク処理などによりプライバシーへの配慮をする。
- ・犯罪抑止を目的とする場合に、店内または施設出入口に表示板を掲示する。

☞ 詳細は P. 39 第 4 章1. (3) ①を参照

**(11) 防犯カメラによるモニタリングの実施体制は明確になっているか。また、映像記録の管理方法・運用方法を定めているか。**

**① 課題となる状況**

具体的に想定される状況として、以下のような状況が挙げられます。

- ・カメラは設置されているが、モニタリングの環境・人員が配備されておらず、リアルタイムでの警備に活用できていない。
- ・映像記録について管理や開示手続が定まっておらず、映像の確認や警察への提供が適切に行えないため、犯罪者の特定ができない。

**② 解決の方向性**

- ・モニタリングの人員配備と、滞留箇所への警備員配置等のオペレーションを整備する。
- ・映像記録の管理・運用方法、保存期間や開示手続を、自治体のガイドラインを参考となり警察等と連携して定める。

☞ 詳細は P. 40 第 4 章1. (3) ②を参照

**◆施設外の特定箇所**

**(12) 駐車場について、見通しは確保されているか。また、ボラード・植栽、自動入出場システム等により、屋外駐車場に不特定多数の車両の出入りを制限する工夫がなされているか。**

**① 課題となる状況**

具体的に想定される状況として、以下のような状況が挙げられます。

- ・駐車場内に死角や暗い場所があり、車上ねらいが発生する。
- ・不特定多数の車両が自由に屋外駐車場内に出入り・侵入し、車上ねらいが発生する。
- ・立体駐車場での転落、車両の暴走（ペダル踏み間違い等）などの発生が防げない。
- ・営業終了後のテナント・エリアに接近しやすくなる。

**② 解決の方向性**

- ・見通しの確保や照明の設置などの対策を実施する。
- ・ボラード・植栽などで屋外駐車場を周囲と区分を明確化する。
- ・自動入出場システムなどで、出入りを管理できるシステムを設置する。
- ・立体駐車場の転落防止フェンス設置や、速度抑制のバンプ等を設置する。

**(13) 駐輪場について、スライド式ラック等の固定器具の導入等、自転車盗難を防止するための対策が講じられているか。**

**① 課題となる状況**

具体的に想定される状況として、以下のような状況が挙げられます。

- ・白線式駐輪などで固定器具がなく、移動が容易な状況のため、自転車盗が発生する。
- ・施設周辺に放置自転車が発生する。

**② 解決の方向性**

- ・スライド式ラック、チェーン用バーラック、サイクルラック等の固定器具を導入する。
- ・自治体や警察と連携して、自転車放置禁止区域の施設周辺への適用を検討する。

☞ 詳細は P. 45 第 4 章2. (8) を参照

◆施設内部の特定箇所

**(14) 利用客用の階段について、見通しは確保されているか。また、死角が多くなりがちな非常用階段を利用者が通常利用することを避ける工夫がなされているか。**

**① 課題となる状況**

具体的に想定される状況として、以下のような状況が挙げられます。

- ・利用客用の階段の見通しが確保されていない。
- ・施設の奥まったところにある非常用階段が通常利用されている。

**② 解決の方向性**

- ・利用客用の階段は可能な限り見通しを確保し、人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度を確保し、防犯カメラの設置などにより死角が生じないようにする。
- ・施設の奥まったところにある非常用階段の通常利用などは極力避け、扉等で区分し、電子錠や錠に非常用力バーを設置する。

☞ 詳細は P46 第 4 章2. (9). を参照

**(15) トイレについて、出入口の見通しの確保や、個室内の通報装置・インターホンの設置などの対策が講じられているか。**

**① 課題となる状況**

具体的に想定される状況として、以下のような状況が挙げられます。

- ・トイレの出入口が施設の奥まったところにあり、連れ込み・暴行が発生する。
- ・トイレ内から通報・連絡できる装置がなく、問題発生時の対応が遅れる。

**② 解決の方向性**

- ・トイレの出入口付近に、従業員が利用する休憩所等の施設や、買い物客が集まる休憩場所などを設置する。
- ・トイレ内に通報装置やインターホン等の装置を設置する。

☞ 詳細は P. 46 第 4 章2. (10) を参照

**(16) エレベーターについて、エレベーターホール全体の見通しの確保、かご内の通報装置・鏡の設置などの対策が講じられているか。**

**① 課題となる状況**

具体的に想定される状況として、以下のような状況が挙げられます。

- ・エレベーターホールの見通しが確保されていない。
- ・エレベーターかご内から通報・連絡できる装置がなく、問題発生時の対応が遅れる。
- ・エレベーターかご内で、後方を確認できず、スリやわいせつ行為等が発生する。

**② 解決の方向性**

- ・エレベーターホールを売り場や通路等から見通しが確保された位置に設置する。
- ・エレベーターかご内に通報装置やインターホン、防犯カメラ等を設置する。
- ・エレベーターかご内に後方や出入口を確認できるような鏡を設置する。

☞ 詳細は P. 47 第 4 章2. (11) を参照

**(17) エスカレーターについて、防犯上適切な長さ・角度への配慮、側面の透過防止等の対策が講じられているか。**

**① 課題となる状況**

具体的に想定される状況として、以下のような状況が挙げられます。

- ・エスカレーターの全長が長く、角度があり、盗撮が発生しやすい。
- ・エスカレーターの側面が透過性の素材で、付近にベンチ・ソファーが設置され、盗撮が発生しやすい。

**② 解決の方向性**

- ・盗撮等を防止する観点から、注意喚起の掲示等を行う。
- ・盗撮を防ぐために、側面にマスキングのシートを貼る。

☞ 詳細は P. 47 第 4 章2. (12) を参照

**(18) キッズスペースについて、見通しの確保や、警備員の配置等の対策が講じられているか。**

**① 課題となる状況**

具体的に想定される状況として、以下のような状況が挙げられます。

- ・見通し確保、区分の明確化が不十分で、関係者以外が容易に立ち入ることができる。
- ・遊具などで見通しが妨げられている。

**② 解決の方向性**

- ・通路・売り場等からの見通しを確保する。
- ・区分を柵等で明示して、保護者や従業員等の関係者以外が立ち入らないようにする。
- ・防犯カメラの重点的な設置、従業員の常時駐在などで見守りの体制を構築する。
- ・遊具は、安全性に配慮するとともに見通しを妨げないようにする。

☞ 詳細は P. 48 第 4 章2. (13) を参照

**(19) 屋上について、動線管理、転落防止等の対策が講じられているか。**

**① 課題となる状況**

具体的に想定される状況として、以下のような状況が挙げられます。

- ・屋上に複数の階段等を通じて自由に入り出しができる。
- ・周囲の安全対策が不十分で、屋上からの転落の危険がある。

**② 解決の方向性**

- ・利用者が使用しない屋上に通じる扉は、常に施錠する。
- ・転落防止のための柵、柵等を設置し、定期的な点検整備を行う。

☞ 詳細は P. 48 第 4 章2. (14) を参照

**(20) ゲームセンターについて、犯罪企図者の紛れ込みを防ぐための明るさの確保や、子どもの見守りなどの対策が講じられているか。**

**① 課題となる状況**

具体的に想定される状況として、以下のような状況が挙げられます。

- ・犯罪企図者が紛れ込み、ゲーム中の隙を狙ったスリ・置引き、盗撮、子どもの連れ去りなどが発生する。

**② 解決の方向性**

- ・ゲームセンター内の通路幅や明るさ・見通しを確保する。
- ・子どもの見守りなどの注意喚起を促す掲示を設置する。

☞ 詳細は P. 49 第 4 章2. (15) を参照

**(21) フードコートについて、犯罪企図者の紛れ込みを防ぐため、店舗エリア・通路・食事スペースの区分の明確化、通路幅・明るさの確保などの対策が講じられているか。**

**① 課題となる状況**

具体的に想定される状況として、以下のような状況が挙げられます。

- ・犯罪企図者が紛れ込み、食事中の隙を狙ったスリ・置引きなどが発生する。

**② 解決の方向性**

- ・店舗エリア・通路・食事スペースの区分を明確化する。
- ・通路幅・明るさを確保する。
- ・子どもの見守りなどの注意喚起を促す掲示を設置する。

☞ 詳細は P. 49 第 4 章2. (15) を参照

**(22) 金融機関・現金自動預払機(ATM)について、道路等又は事業所内からの見通しの確保、防犯カメラやミラーの設置などの対策が講じられているか。**

**① 課題となる状況**

具体的に想定される状況として、以下のような状況が挙げられます。

- ・まとまった金銭を所持する人に対するスリ・ひったくり等の犯罪が発生しうる。
- ・現金自動預払機 (ATM) の見通しが確保されず、損壊・盗難の被害に遭う。

**② 解決の方向性**

- ・道路・事業所内からの見通しを確保する。
- ・防犯カメラやミラーを設置する。

☞ 詳細は P. 49 第 4 章2. (16) を参照

## ◆テナント

(23) テナント内について、見通しの確保の他、高額商品、小物・雑貨商品等、商品特性に応じた陳列対策がなされているか。また、万引き防止機器・タグの導入等の対策が講じられているか。

### ① 課題となる状況

具体的に想定される状況として、以下のような状況が挙げられます。

- ・陳列棚の高さ・幅が見通しを妨げ、整理整頓ができておらず、万引きが発生する。
- ・高額商品がほかの商品と同じく陳列されていたり、小物商品の陳列棚が目の届きにくいところにあったりして、万引きが発生する。

### ② 解決の方向性

- ・陳列棚は、見通しを妨げないものとし、常に整理整頓に心掛ける。
- ・高額商品を鍵付きのショーケース等、万引きされやすい商品（小物商品など）をレジカウンター近くに陳列する。
- ・万引き防止用機器やタグを導入する。

☞ 詳細は P. 49 第 4 章2. (17) ②を参照

(24) テナント内のレジカウンターについて、利用者の出入・行動の視認性向上や、取り出しにくいレジスター構造・使用台数制限等の工夫がなされているか。また、緊急通報装置等の防犯対策が講じられているか。

### ① 課題となる状況

具体的に想定される状況として、以下のような状況が挙げられます。

- ・レジカウンターから利用者の出入・行動が確認できず、万引きが発生する。
- ・レジカウンターがカウンター越しに手が届き、盗難が発生する。
- ・問題発生時に対応する手段がない。

### ② 解決の方向性

- ・レジカウンターは、利用者出入口の状況や利用者の行動を視認できる位置に設置する。
- ・レジスターは、現金が容易に取り出しにくい構造で、カウンター越しに手が届かない位置に配置し、使用台数を制限する。
- ・非常警報装置作動ボタン、カラーボールや防犯ブザー等の防犯グッズを設置する。

☞ 詳細は P. 50 第 4 章2. (17) ②(2) を参照

◆従業員設備

(25) 従業員用通用口について、身分証の携行やシステム等による出入チェック等の対策が講じられているか。

① 課題となる状況

具体的に想定される状況として、以下のような状況が挙げられます。

- ・従業員用通用口が建物裏口に設置され、監視性が低い。
- ・従業員用通用口から従業員以外が容易に出入りできる。

② 解決の方向性

- ・周囲の建物・道路からの見通しを確保する。
- ・従業員 ID 配布で出入りを確認する。

☞ 詳細は P. 50 第 4 章2. (18) ①参照

(26) 従業員用通路・駐車場について、明るさの確保、従業員への防犯ブザー貸出等の対策が講じられているか。

① 課題となる状況

具体的に想定される状況として、以下のような状況が挙げられます。

- ・従業員用の駐車場までの距離があり、かつ夜道で暗い場所がある。

② 解決の方向性

- ・従業員用通路・駐車場には照明の設置などの対策を実施する。
- ・防犯ブザーの配布、警備員の巡回などを実施する。

☞ 詳細は P. 51 第 4 章2. (18) ②を参照

#### 4. ソフト面の対策に関するチェックリストの解説

(27) テナントやテナント従業員からみて、施設の安全安心を担当する組織が明確で分かりやすいものになっているか。

##### ① 課題となる状況

具体的に想定される状況として、以下のような状況が挙げられます。

- ・安全安心を担当する組織はあるが、テナントやテナント従業員に知られていない。
- ・どの部署が担当組織であるかが明示できていない。

##### ② 解決の方向性

- ・施設の安全安心を担当する組織を明確にし、従業員会・店長会等で周知する。
- ・組織図などを活用して、どの部署が担当組織であるかを明確にする。

☞ 詳細は P. 52 第 5 章1. (1) を参照

(28) 施設の安全安心を担当する組織間の役割分担は明確になっているか。

##### ① 課題となる状況

具体的に想定される状況として、以下のような状況が挙げられます。

- ・施設の防犯や安全対策について、どの部署が何を担当するのか、役割分担が明確になっていない。
- ・役割分担が明確でないために、相互にどこまで・何を実施しているのかわからない。
- ・どの部署・組織でもカバーできていない事項が発生する可能性がある。

##### ② 解決の方向性

- ・施設の安全安心を担当する組織間で、各組織の役割分担を明確にするとともに、必要な対策が網羅できているかチェックする。
- ・あわせて役割分担の内容を、従業員会・店長会等で周知する。

☞ 詳細は P. 52 第 5 章1. (1) を参照

**(29) 施設の安全安心に関する情報について、関係者に迅速かつ的確に情報共有ができる体制が構築されているか。**

**① 課題となる状況**

具体的に想定される状況として、以下のような状況が挙げられます。

- ・施設管理者とテナントそれぞれで安全安心に関する組織があるが、情報共有がなされていない。
- ・テナント毎に対策が実施されており、他のテナントがどのような対策をしているのかわからない。
- ・同じような事態が起きても、その情報が共有されないため対策に活かせない。

**② 解決の方向性**

- ・組織横断型で、情報が全ての関係者に行き渡るよう参加者を設定し、定例会議を開催して定期的に情報共有を行う。
- ・テナントと日常的に情報共有できるよう、定例で情報共有会議を開催する。
- ・またテナントと顔の見える関係を構築するとともに、テナント間で自発的に情報共有・連携できるような環境づくりを行う。

**防犯マニュアルの作成は**

☞ P. 54 第 5 章1. (4)

**組織横断型の定例会議は**

☞ P. 53 第 5 章1. (2)

**テナントとの情報共有は**

☞ P. 55 第 5 章2. (1) ①

**テナントとの顔の見える関係構築・テナント**

**間の自発的な連携創出は**

☞ P. 57 第 5 章3. を参照

### (30) 施設の安全安心に係る情報について、適切に分析し活用する体制が構築されているか。

#### ① 課題となる状況

具体的に想定される状況として、以下のような状況が挙げられます。

- ・施設の犯罪等の発生状況に関する情報を収集できているが、その結果について発生場所や時間等の観点から分析・整理されていない。
- ・分析や整理した情報を元に、ハード・ソフトの様々な防犯対策の見直しができていない。

#### ② 解決の方向性

- ・収集した犯罪等の発生状況について、その場所や発生日・発生時間毎に整理し、発生しやすい場所や季節・時間等について分析する。
- ・分析結果を基に、防犯カメラ等の設置場所・画角の見直しや巡回場所の見直しなどを実施する。

詳細は

☞ P. 54 第5章2. (2)

**(31) 不審者情報などの通報体制は整えられているか。また従業員にその方法が周知・徹底されているか。**

**① 課題となる状況**

具体的に想定される状況として、以下のような状況が挙げられます。

- ・テナント通報先が周知・徹底されていない場合、事態が拡大・悪化してしまう可能性がある。
- ・テナント毎に、わかりやすくよく見える場所に通報先が掲示されていない場合、通報が遅れてしまう。
- ・通報先がわからない、または周知されていない場合、通報が遅れ、最悪の場合、来館者や従業員が犯罪の被害に遭うリスクが高まる。

**② 解決の方向性**

- ・施設として防犯責任者及び防犯マニュアルを定め、その内容を周知・教育する。
- ・施設として対処できる体制を構築するため、テナントに積極的に情報共有してもらうための通報先と通報方法を決定し、周知する。
- ・未然に事態を防ぐ観点からも、心配なことや不安に思うことがあれば遠慮なく通報制度を活用してもらえるよう、通報制度の使い方について研修等を実施する。
- ・いざという時に、慌てずに対処してもらうため、従業員の目にとまりやすい場所に通報先・通報方法を掲示する。

防犯責任者の設置・防犯マニュアル作成は

☞ P. 53 第5章1.(3)

☞ P. 54 第5章1.(4)

テナント・従業員の教育は

☞ P. 57 第5章3.(2)

テナントとの顔の見える関係構築は

☞ P. 58 第5章3.(3) を参照

## (32) 不審者などの事案が露見した場合の対応上の役割分担はできているか。

### ① 課題となる状況

具体的に想定される状況として、以下のような状況が挙げられます。

- ・複数の組織で施設の安全安心を担当している場合、事案が露見した場合の対応について役割分担がなされていないと、迅速かつ適切な対応が難しい。
- ・通報があった場合でも、施設の安全安心を担当する組織やテナントへの情報共有方法が確立されていないと、迅速に対応できない。

### ② 解決の方向性

- ・複数の組織で施設の安全安心を担当している場合、緊急時の役割分担について事前に決定しておく。
- ・通報後の情報共有先、情報共有方法についても事前に決定しておく。

詳細は

- ☞ P. 52 第5章1. (1)
- ☞ P. 54 第5章1. (4) を参照

### (33) 施設の安全安心のため、従業員全員で見守る体制を構築できているか。

#### ① 課題となる状況

具体的に想定される状況として、以下のような状況が挙げられます。

- ・施設の広さに対して、警備員による巡回監視体制が手薄になりがちである。
- ・防犯カメラだけでは、死角が発生するなど運用が難しい。

#### ② 解決の方向性

- ・テナントに対し、テナントから見える範囲の共用部についても意識を配ってもらうよう協力を促す。
- ・清掃員にも防犯意識を持ってもらい、巡回監視に協力してもらう。
- ・施設外の多様な関係機関と連携した防犯体制を構築する。

テナント従業員との連携は

☞ P. 57 第 5 章3. (1)

多様な人材・主体と連携した巡回体制の強化は

☞ P. 59 第 5 章4. (1) ①

☞ P. 59 第 5 章4. (1) ②を参照

### (34) テナントが防犯上の課題について相談しやすい体制が構築されているか。

#### ① 課題となる状況

具体的に想定される状況として、以下のような状況が挙げられます。

- ・テナントや従業員が抱えている日常的な課題や心配事を事前に把握できず、事態の悪化を未然に防ぐことができない。
- ・テナント・従業員が「大したことではない」と判断した内容が、施設の安全安心を脅かす大事につながりかねない。

#### ② 解決の方向性

- ・テナントと顔の見える関係を構築するとともに、テナント間で自発的に情報共有・連携できるような環境づくりを行う。
- ・些細な内容でも相談してもらえるよう、テナント・従業員に対して意識啓発・教育を実施する。

テナント・従業員の教育は

☞ P. 57 第5章3.(2)

テナントとの顔の見える関係構築は

☞ P. 58 第5章3.(3) を参照

**(35) テナント・従業員向けの防犯教育・研修・訓練が実施されているか。また、継続的なものになっているか。**

**① 課題となる状況**

具体的に想定される状況として、以下のような状況が挙げられます。

- ・対処方法がわからず、テナント・従業員が自らの身の安全を確保できない。
- ・施設の安全安心を脅かす事態が発生しても、テナント・従業員に対処方法が浸透しておらず、適切な対応を取ることが難しい。
- ・1回限りの研修・座学だけでは、入れ替わりの激しいテナント・従業員への教育が行き届かない。

**② 解決の方向性**

- ・テナント・従業員に対し、安全安心に関する日頃の取組や緊急時の対処方法、通報制度など、安全安心に関する教育・研修を半年に1回等、継続的に実施する。
- ・年に1度、消防訓練とあわせて防犯に関する訓練を実施する。

☞ 詳細は P. 57 第 5 章3. (2) を参照

**(36) 犯罪等のターゲットになりやすい従業員層(女性従業員・高齢従業員等)向けの対策を実施しているか**

**① 課題となる状況**

具体的に想定される状況として、以下のような状況が挙げられます。

- ・女性従業員への嫌がらせ・セクシュアルハラスメントが発生している。
- ・夜間に従業員専用出入口・施設から離れた場所にある従業員専用駐車場を利用した従業員がひったくり・盗難、痴漢等の犯罪の被害に遭う。

**② 解決の方向性**

- ・従業員施設の安全対策に加え、テナント・従業員に対し、定期的に防犯講座を実施し、被害の未然防止に努める。

☞ 詳細は P. 57 第 5 章3. (2) を参照

(37) テナントだけではなく「施設全体」としてのコミュニティ意識を育む取組や工夫がなされているか。

### ① 課題となる状況

具体的に想定される状況として、以下のような状況が挙げられます。

- ・テナント間で積極的に情報共有・連携してほしいが、うまくいかない。
- ・テナント・従業員の施設への愛着感がない。
- ・防犯への取組意識について、テナント間で温度差があり、施設が一体となった取組が難しい。

### ② 解決の方向性

- ・テナントに対し、テナントから見える範囲の共用部についても意識を配ってもらうよう協力を促す。
- ・施設が1つのコミュニティであるという意識を持つてもらうため、テナントとの共通ルールとして、必ず店頭に立って挨拶してもらうことを徹底する。
- ・テナントを超えて、施設一体として取り組むイベントを開催する。
- ・テナント間の交流促進のため、従業員交流会等のイベント・祭事を開催する。
- ・地域の一員として、施設全体で地域活動（清掃活動や地域のお祭りへの参加等）に参加する。

テナント従業員と連携した防犯対策は

☞ P. 57 第5章3. (1)

テナントとの共通ルールの設定は

☞ P. 55 第5章1. (5)

テナント間交流、コミュニティ意識の醸成は

☞ P. 57 第5章3. を参照

**(38) 自治会・行政・警察など、地域の関係する機関との連携体制は構築できているか。また日頃から情報交換できる関係づくりができているか。**

**① 課題となる状況**

具体的に想定される状況として、以下のような状況が挙げられます。

- ・施設が立地する地域の犯罪発生状況などについて把握できておらず、施設の防犯対策に活かせない。
- ・地域が一体となった防犯対策が展開できず、防犯対策が十分でない場所や施設に犯罪が移動してしまう。
- ・施設の外周部について、防犯対策を展開したいが、人手が足りない。
- ・近隣の商業施設で多発している被害が、自施設でも同じように発生してしまった。
- ・関係機関との連携の必要性は認識しているが、どのように取り組めば良いかわからない。

**② 解決の方向性**

**■ 犯罪発生状況の共有依頼**

- ・主に地元警察署と連携し、地域の犯罪発生状況について定期的に共有してもらうよう依頼する。

**■ 地域・関係機関への働きかけ・連携**

- ・地域との関係構築の一環として、CSR活動（社会貢献活動）で、施設を活用し地域の小学生や親子を対象とした防犯講座やワークショップを開催する。
- ・上記同様に、CSR活動の一環として、警察等と連携し、施設内のATM付近等を活用して振り込め詐欺防止キャンペーンを実施する。
- ・行政・警察・地元の自治会・商店会等で協議会を設置し、地域の防犯について情報共有し、検討するための協議会の設置の働きかけをする。
- ・主に行政を通じて地元自治会等と連携することで、地域で活動する防犯ボランティア団体等、多様な防犯関係機関と連携する可能性を模索する。
- ・主に近隣の商業施設と被害状況や防犯対策について協議する共有会議の設置を働きかける。

**犯罪発生状況の共有依頼は**

☞ P. 61 第5章4.(3)①

**地域・関係機関への働きかけ・連携は**

☞ P. 60 第5章4.(2)

☞ P. 61 第5章4.(3)

## 第4章 構造・設備面の対策

本章では、大規模商業施設の防犯対策のうち、構造・設備面の対策について概観します。構造・設備面の対策については、施設全体として検討すべき対策と、具体的な空間別に検討すべき対策にわけて記載しています。施設全体の対策と個別の箇所毎の対策を一体として検討してください。

### 1. 施設全体での検討が必要な対策

#### (1) 見通しの確保【監視性の確保】

犯罪企図者に犯行を断念させるためには、できるだけ死角となる場所を減少させることが重要となります。そのため、建物内外を問わず、例えば高さがあり密集しているような植栽といった極端に視線を遮る設置物の設置は避けることが重要です。また極端に明暗差があるような場所を設けることは避け、一定の照度を確保するようにします。

見通しを確保することは、利用客の回遊性の向上にもつながり、施設の営業上の観点からも有効と考えられます。

##### <見通しの確保が求められる場所>

駐車場、駐輪場、ゴミ置場、ゴミ箱、施設出入口、従業員通用口、エレベーターホール、階段、エスカレーター、トイレ出入口、テナント内（商品陳列棚、試着室）、子ども広場、屋上、自動販売機、現金自動預払機 など

##### ◆照度の確保に関する考え方

第4章の2. の個別空間ごとの対策の中で、照度に関する記載がありますが、これについては警察庁が示している「安全・安心まちづくり推進要綱」（平成26年8月28日付け）に以下の記載があるので参考としてください。

- ①「人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が明確に識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度（床面又は地面における平均照度。以下同じ。）がおおむね50ルクス以上のものをいう。
- ②「人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔及び行動が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度がおおむね20ルクス以上のものをいう。
- ③「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度がおおむね3ルクス以上のものをいう。

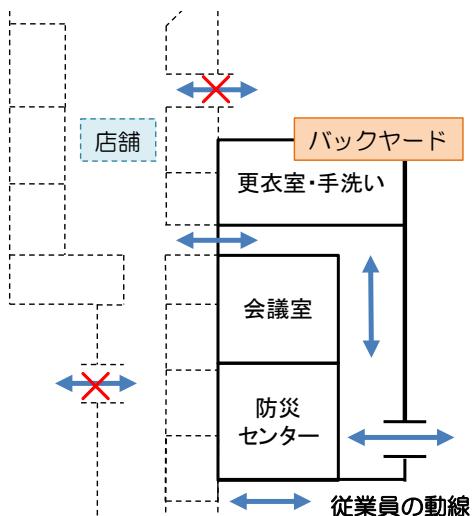
## (2) 動線分離【接近の制御、領域性の確保】

### ① バックヤードの分離

防犯対策上、部外者が従業員スペース等のバックヤードに侵入することを抑制する必要があります。そのため、利用者が容易にバックヤードに立ち入ることができないよう、バックヤードと売り場などのその他のスペースは明確に区分し、その間の出入口は可能な限りIDカード等を利用した施錠等により出入りが管理できるようにします。

また、バックヤード内に従業員出入口を確保し、従業員の出退勤についてもバックヤード内で完結するよう、動線計画を設計します。

図表 4 バックヤードの分離に係る従業員の動線管理（イメージ）



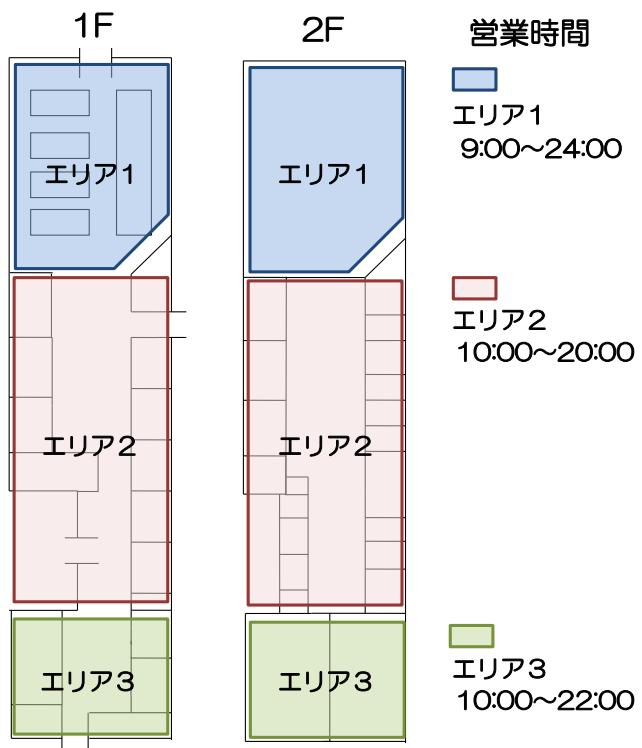
資料) 三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング作成

### ② 営業時間が異なる店舗間での動線分離

テナントによって営業時間が異なる場合、既に営業を終了しているエリアに買い物客等の施設利用者が入り込むことがないよう、動線管理を適切に行うことが必要です。

例えば、営業時間が遅い飲食店等とその他のテナントを別棟として計画したり、シャッターや警備員等で営業終了時間の遅い飲食店等が入居するフロア以外への侵入を防止したりするといった対策が必要です。

図表 5 営業時間の異なる店舗毎でのエリアの分離（イメージ）



資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

#### ② 飲食店とその他テナントのエリアを建物で分離している例

- ・A社では、飲食店舗が物販店舗よりも営業終了時刻が遅いため、飲食店舗が集中している棟と物販店舗が集中している棟をわけ、両者のエリアを明確に区分しているほか、シャッターで分断することで、閉店後のテナントに接近ができないようにしている。

#### ③ 飲食店とその他テナントのエリアをシャッターで分離している例

- ・B社では、飲食店と他のテナントは同じ施設内に同居しているが、それぞれの開業・閉業時間が異なるため、閉業している店舗やエリアに来訪者が入り込まないよう、シャッター等で適切に動線を区分している。

### (3) 防犯カメラによる監視性の確保【監視性の確保】

監視性を向上させるうえで、防犯カメラは有効な手段の一つです。ただし、防犯カメラだけで監視性を確保するのではなく、後述する従業員等による巡回（⇒P. 59 参照）とあわせて有効に活用するようにしましょう。

#### ① 防犯カメラ設置上の留意点

##### ■設置目的

防犯カメラの主な設置目的としては、カメラで撮影していることを公開し、もって犯罪抑止につなげるものと、問題発生時に犯人の人相・着衣や逃走方向等を確認したり、要注意人物の動向を把握したりするために設置するものの2種類が考えられます。

例えば、金融関係テナントの近傍に設置する場合や、い集等が発生しやすい場所に設置する場合には、カメラで撮影していることが利用者にわかるようにすることで犯罪抑止に繋げるなど、防犯カメラの設置目的も設置場所に応じて、検討するようにしましょう。

##### ■設置台数・設置場所等

防犯カメラの設置台数や設置場所、撮影方向は、原則として、人の目とカメラによる撮影により死角が発生しないように設計することが基本となります。その際、チェックリストの結果も踏まえながら、特に留意すべきポイントや場所などに着目して設置するようしましょう。また、特に施設外を撮影する場合には、撮影場所の照度にも留意して適切な性能のカメラを選択するようしましょう。

なお、施設外が画角に入る場合、例えば道路等の公共空間以外は記録されないように画角や向き、性能を調整したり、必要に応じてモザイク処理をするなどのプライバシーへの配慮が必要となります。

図表 6 周辺の住宅地等に配慮し映像にモザイクをかけた場合のモニター画面（イメージ）



資料) 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング作成

### ② 防犯カメラの設置例

- ・C社では、防犯カメラは可能な限り全方位を確認できるように、警察に事前に相談して設置している。
- ・D社では、防犯カメラは死角をなくすように設置し、エスカレーター付近では固定カメラ、その他の箇所は画角を変更できるタイプのカメラを設置している。

### ■表示板等の掲示

犯罪抑止につなげる場合には、防犯カメラの設置を広く周知するため、表示板等を掲示するようにしましょう。

### ② 表示板等の掲示の例

- ・E社では、施設の出入口ドアに防犯カメラを設置している旨を示す表示を記載している。



資料) 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング撮影

### ② 表示板等の掲示の例

- ・F社では、い集が多いバルコニー部分に設置している防犯カメラについては、撮影されることを公表することでい集やトラブルを予防するため「防犯カメラ作動中」の表示を設置している。

## ② 防犯カメラの運用上の留意点

### ■モニタリングについて

防犯カメラの映像は、モニタリングにより常時監視している例が多く、要注意人物の追跡や人の滞留状況を確認し、一定の滞留が見られる場所に警備員を配備するなどのオペレーションに活用します。

### ② 防犯カメラのモニタリングの例

- ・G社では、防犯カメラは、6台のモニターでリアルタイムモニタリングを行っている。人の追跡等にも利用可能であるが、人の滞留状況を確認することで、適切に警備員等を配置・誘導し、事故等を防止するなどにも活用している。

## ■映像記録について

一般的に映像は記録されていますが、記録映像の管理責任者や保存期間、外部（警察等）に提供する場合の手続き、記録場所のセキュリティなど、映像の管理・運用方法については厳格に定めておきましょう。その際、自治体等でガイドラインなどを定めている場合にはその内容を参照したり、警察等に相談することも有効です。

また、テナント業者がテナント内に設置した防犯カメラの映像の取り扱いについても、施設管理者・運営者とテナントとの間で予め調整しておきましょう。

### ② 防犯カメラ映像確認・保存の例

- ・H社では、警察に防犯カメラ映像を提供する場合の手続きを予め定めておくことにより、データの適切な管理や個人情報保護を図っている。

## 2. 個別空間ごとに検討が必要な内容

### ◆施設全般

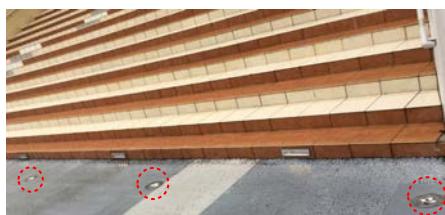
#### (1) 建物外周

建物外周から建物の内部に車両が侵入することによる事故や犯罪等の発生が懸念されるため、建物の外周はボラード、ポールやガードレール等を適宜配備します。これにより、車両が故意もしくは偶然に建物内部へ侵入することがないようにします。特に歩行者用通路や建物入り口付近の広場などで車両が通行できるような幅員がある場合には、重点的に対策を講じます。

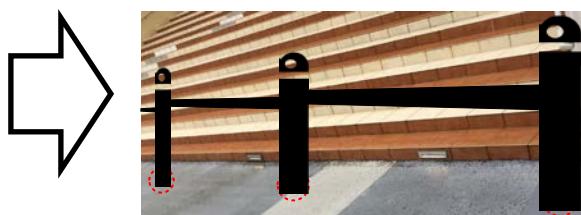
また、建物外壁には、周辺交通状況の確認のために防犯カメラを設置しているケースもあり、落書きの防止等も含め、防犯上も有効な対策となります。

図表 7 ポールの設置例（イメージ）

<ポール格納時（営業時間中）>



<ポール使用時（営業時間外）>



資料) 三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング作成

### ② 建物出入口の入場管理

- ・I社では、建物出入口に埋め込み式のポールを設置し、閉店後は人感センサーによる機械警備を実施している。

### ② 車両進入防止のボラード・ポール設置の例

- ・J社では、車両乗り付けによる侵入・窃盗の懸念があることから、施設出入口付近の歩行者用通路にボラード、落とし込みポールなどを新たに設置して、車両の進入経路を遮断するようしている。

## (2) 敷地外周

敷地外周が駐車場の場合などは、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保します（⇒p36 枠囲み内参照）。加えて、特に夜間における敷地内への侵入が懸念されるため、フェンス等で外周部を囲った上で、夜間はセンサーによる警備や防犯カメラ等による機械警備により、侵入を防止することが有効です。敷地が広大の場合には、侵入のおそれのある箇所だけに限って対応することも考えられます。

### ◆付帯施設・備品

## (3) 植栽

背の高い植栽の設置や、植栽の放置は、景観上の問題のみならず、死角が生じるなどの防犯上の問題も発生します。そこで、植栽についての管理規程を策定した上で、定期的に剪定をし、死角が発生することを防止し、また放火・失火の対策を講じることが必要です。植栽が育ちやすい気候の地域では剪定の回数を増やすことも必要です。

### ② 植栽の管理規定の例

- ・K社では、同社の全施設共通で、植栽の管理規程を策定し、定期的な剪定を実施している。

### ③ 植栽の管理の例

- ・L社では、植栽の手入れが行き届かないと、通路の見通しが悪くなり、テナントのディスプレイを妨害することになるため、テナント店舗前には背の高い植栽を設置していない。

#### (4) ゴミ箱

ゴミ箱は、爆発物を仕掛けるテロや、放火・失火の発生場所となる恐れがあります。そのため、施設内のゴミ箱は、一部が透明となっている容器にするなど、一定方向から中身が確認できるようにし、さらに、見通しの悪い場所を避けて設置することが有効です。また、難燃性の箱にするなども有効です。

図表 8 スリット入りごみ箱（例）



資料) 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング撮影

#### ② 中身が見えるゴミ箱設置の例

- ・M社では、同社の全施設共通で、ゴミ箱には中身の確認できる透明なスリットが入っている。

#### (5) 自動販売機

自動販売機の破壊・盗難を防止するために、アンカーボルトでの固定、チェーンロック等の補助錠装着を行い、売上金は定期的に回収することが重要です。

## ◆施設構造

### (6) 扉・窓(ショーウィンドウ)

利用客の出入口に扉を設置する場合には、安全上の対策も含めて、内外を相互に見通せる構造にします。また、閉店時に侵入盗等の被害を防止するため、シャッター等で防護します。

その他の従業員出入口や搬入口等の扉、窓（ショーウィンドウ）等についても、防犯性能の高いCP認定部品（防犯建物部品）<sup>3</sup>の利用などにより侵入を困難とするとともに、必要に応じて補助錠や面格子、シャッターその他建具の設置やセンサーの取り付け等の対策を講じることが有効です。

## ◆施設外の特定箇所

### (7) 駐車場

駐車場は、見通しの確保のため、極端な明暗が生じないよう配慮しつつ、人の行動を観認できる程度以上の照度を確保できるよう留意します（⇒P. 36 枠囲み内参照）。特に屋内の場合は死角が発生しやすいため、事故防止の観点からも一定程度の照度は必要となります。さらに、監視性の向上の観点から防犯カメラを設置することも有効です。

接近の制御の観点から、屋外駐車場の場合はボラード、植栽などをを利用して周囲と区画を明確に区別するともに、自動入出場システムなど、入出庫を管理できるシステムを設置することも有効です。

立体駐車場の場合は、人や車両の転落防止のために柵、フェンス等を設置することが必要となります。その他、駐車場内は、車両の速度を抑止して、暴走を防ぐために、人の動線に合わせて、必要に応じてバンプ・可動式ボラード等を設置します。



#### 駐車場の車番認証システムの例

- ・N社では、交通渋滞対策のため、入出庫にゲートで車番を認証し、事前精算を行った車両に対しては出庫時に手続きなく出庫可能とする車番認証システムを導入している。

<sup>3</sup> 「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」では、定められた基準をクリアし認定した建物部品を「防犯性能の高い建物部品目録」として公表しています。なお、公表された建物部品はCPマークの使用が認められており、平成29年12月現在17種類3,363品目が認定されています。

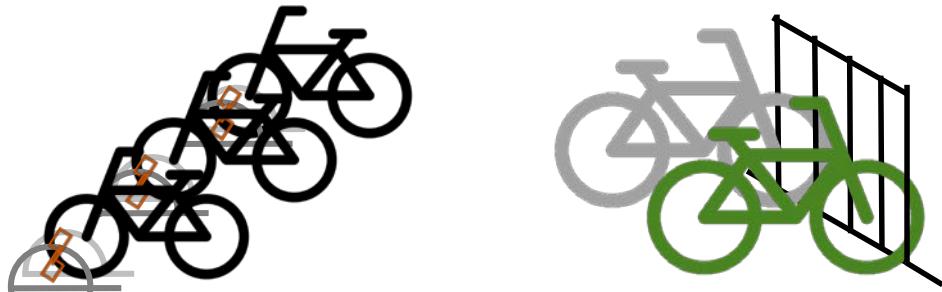
## (8) 駐輪場

駐輪場では、スライド式ラック、チェーン用バーラック<sup>4</sup>、サイクルラック<sup>5</sup>等を設置したり、キーロック設備を設けるなど、盗難防止に有効な措置を行うことが必要です。

また、駐輪場は道路や買い物客等から見通しが確保できる場所に設置し、極端な明暗が生じないよう配慮しつつ、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保し、見通しを確保するようにします(⇒P. 36 枠囲み内参照)。さらに、監視性の向上の観点から防犯カメラを設置することも有効です。

さらに、警察と連携して、放置自転車禁止区域の施設周辺への適用について検討し、放置・無施錠状態の自転車を無くすこと、被害対象の強化の観点からは有効です。

図表 9 サイクルラックの例（イメージ）



資料) 三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング作成

### ◆ 駐輪場へのキーロックシステム導入の例

- 社では、都市立地型のため、多くの買い物客の自転車での来店が想定されたため、自転車盗対策として、駐輪場は従業員用も含めて自動キーロック式として、無施錠・放置される自転車を無くした。この結果、自転車盗の発生を防ぐことに成功した。

<sup>4</sup> 駐輪場に固定された金属製の棒（バー）と自転車、オートバイ等をチェーン錠で連結することにより、自転車、オートバイ等の盗難を防止する装置をいう。

<sup>5</sup> チェーン用バーラックと同等の機能を有する装置で1台ごとのスペースが明確に区分されているものをいう。

## ◆施設内部の特定箇所

### (9) 階段

利用客用と従業員用の階段は動線の確保や保安上の問題から分けていることが多く、利用客はエレベーター・エスカレーターの利用が多くなっていることから、利用客用の階段部分の監視性は低くなる傾向にあります。

このため、利用客用の階段は可能な限り見通しを確保し、人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度を確保するとともに(⇒P. 36 枠囲み内参照)、防犯カメラの設置などにより死角が生じないようにすることが重要です。

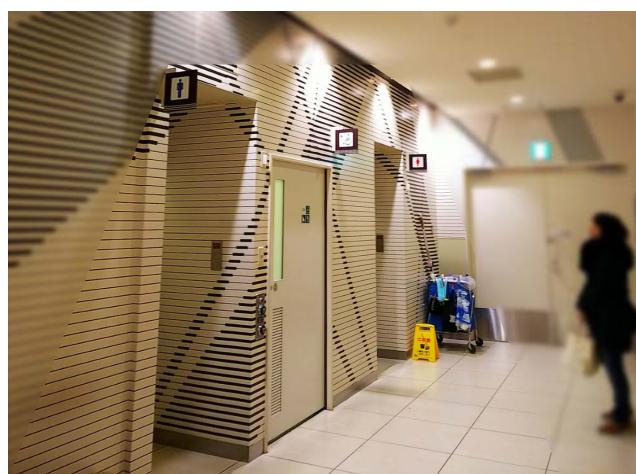
また、施設の奥まったところにある非常用階段の通常利用などは極力避け、扉等で区分し、電子錠や錠に非常用力バーを設置するなどします。

### (10) トイレ

トイレは、施設レイアウトの関係上奥まった場所に設置されることが多く死角となりやすいことから、防犯対策上重要な場所といえます。監視性を確保するため、出入口付近に従業員が利用する休憩所等の施設や、買い物客が集まる休憩場所などを設置することが有効です。

また、トイレ個室内には、犯罪発生等の非常時において外部に通報することができる通報装置や、外部と連絡が取ることのできるインターホン等の装置を設置することが重要です。

図表 10 トイレのレイアウト例 (イメージ)



資料) 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング撮影

### ➡ トイレ配置の例

- ・P社では、化粧室の男女別の位置について、女性用トイレを男性トイレより奥に設置することで犯罪企図者が別のトイレに近づきにくい構造となっている。

### ➡ トイレ前の空間利用の例

- ・Q社では、化粧室につながる通路部分については、ベビーカー利用等を想定して幅を広く取っており、結果的に人が滞留する空間となっている。

## (11) エレベーター

### ① エレベーターホール

エレベーターホールについては、売り場や通路等から見通しが確保された位置に設置し、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度を確保すること(⇒p36 枠囲み内参照)が望ましく、それが難しい場合には防犯カメラ等を設置することで監視性を確保します。

### ② エレベーター設備

エレベーターかご内には、犯罪発生等の非常時において外部に通報することができる通報装置や、外部と連絡が取ることのできるインターホン等の装置を設置することが必要です。またこれらの装置は子どもでも利用できるよう、設置場所の高さや使用方法の説明方法等に留意します。

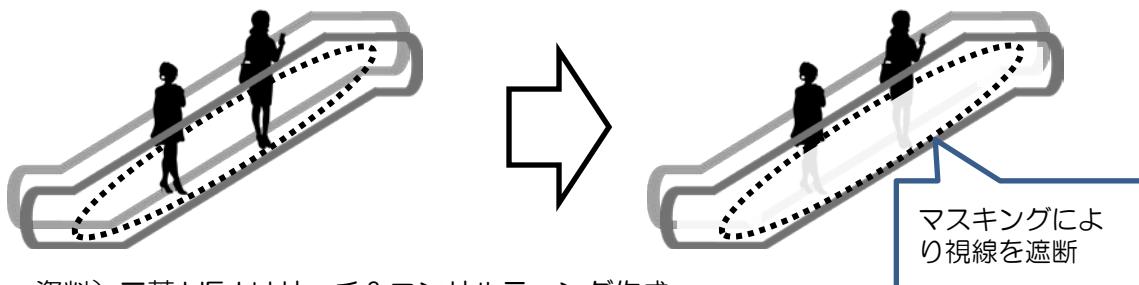
エレベーターかご内での被害を防止するために、かご内に後方や出入口を確認できるような鏡<sup>6</sup>を設置することも有効です。

## (12) エスカレーター

長さのあるエスカレーターの場合、盗撮等を防止する観点から、注意喚起の掲示等を行うことが有効です。側面などが透過性の素材の場合には、撮影を防ぐためにマスキングのシートを貼るなどの対策や、監視性を高めるために防犯カメラ等を設置することも有効となります。

<sup>6</sup>まちづくり条例等で車いす使用者の出入口確認用に鏡を設置している自治体もある。

図表 11 エスカレーター側面のマスキングの例（イメージ）



資料) 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング作成

### (13) キッズスペース

キッズスペースは、監視性を確保するため、売り場等からの見通しを確保するとともに、防犯カメラの重点的な設置、従業員の常時駐在などで見守りの体制を構築しておくことが望されます。また、他の区画との区分を柵等で明示するなどで領域性を確保し、保護者や従業員等の関係者以外が立ち入らないようにしておくことも有効です。

遊具が設置される場合には、安全性に配慮するとともに見通しを妨げないように留意します。

#### ② 子ども広場の管理・監視の例

- ・R社では、子ども広場には従業員が常時駐在して、子どもや保護者の立ち入り状況を確認している。また、周辺に防犯カメラを複数台設置して重点的に監視している。

### (14) 屋上

利用者が使用しない屋上に通じる扉は、常に施錠するとともに、施錠状況を定期的に確認します。

利用者が屋上を利用できる場合は、出入口はできる限り見通しを確保し、屋上には転落防止のための塀、柵等を設置し、定期的な点検整備を行うことが重要です。

また、転落防止のために、足場になるようなものを置かないようにします。

## (15) ゲームセンター・フードコート

ゲームセンターやフードコートでは、利用者の流動性が高く、犯罪企図者が紛れ込みやすくなっています。また、ゲーム中や食事中で注意が削がれている隙を狙って、スリ・置引き、盗撮、子どもの連れ去りなどが発生する可能性があります。

ゲームセンターやフードコート内は通路幅を十分に確保するとともに、明るさや見通しを確保しましょう。また、同行している子どもへの見守りを徹底するなど、注意喚起を促す掲示を設置しましょう。

## (16) 現金自動預払機

現金自動預払機（ATM）等を設置する場合は、置引きやひったくりが懸念されるため、道路等又は事業所内からの見通しが確保された位置に配置し、見通しが確保されない場合には、防犯カメラやミラーの設置等の見通しを補完する対策が必要です。

また、振り込め詐欺などの特殊詐欺対策のため、従業員等による声かけなどの対策も、利用者の安全安心を確保する観点から有効です。

### ◆テナント

## (17) テナント

### ① テナントにおける対策の考え方

テナント内の防犯対策については、防犯カメラの設置数・設置場所やレイアウトなども含め、各テナントが判断することが多くなっていますが、施設管理者・運営者としては、対策への相談に応じ、必要な指導を実施することが重要です。また、通報用・事案情報伝達用の端末を全テナントへ設置して、情報共有の体制を構築することが重要です（詳細は第5章 ソフト面の対策を参照）。

### ② 個別の設備の留意点

#### 1) 商品の陳列

陳列棚は、高さや幅が見通しを妨げないものとするとともに、常に整理整頓に心掛け、万引きの防止のために見通しに配慮した配置とします。入り口が限定されていることが多い路面店と異なり、モールの店舗はどこからでも入れることが多いため、店舗内の見通しの確保は特に気を配る必要があります。

万引き防止のため、高額商品は鍵付きのショーケース等に陳列したり、万引きされやすい商品などをレジカウンター近くに陳列したりすることも有効です。さらに、万引き防止用機器やタグを導入することも考えられます。

また、犯罪等に利用されることを防ぐため、刃物等危険物商品は鍵付ショーケース等に

陳列します。

## 2) レジカウンター

レジカウンターは、利用者出入口の状況や利用者の行動を観認できる位置に設置し、店内の監視性を高めることが重要です。

レジスターは、現金が容易に取り出しにくい構造のものを設置し、又は現金の収納部分がカウンター越しに手が届かない位置に配置し、従業員の勤務状況や利用者の状況等を踏まえ、使用可能なレジスターの台数を制限します。

また、非常警報装置を作動させるボタン、カラーボールや防犯ブザー等の防犯グッズを設置することも有効です。

### ◆従業員用設備

#### (18) 従業員用通用口・通路・駐車場

##### ① 従業員用通用口

従業員通用口では、施設の裏口に設置されるため周囲からの監視性が低い場合がありますが、見通しを確保し周辺からの監視性が確保できる場所に設置することが、防犯対策上は重要です。

また、従業員IDを配布して出入りを確認するとともに、部外者や一般客の侵入を防ぐことが必要です。出入口で警備員の配備が難しい箇所には、自動施錠機能付き扉等を活用します。

##### ➡ テナントの入場管理

- ・S社では、テナントには施設への入構カードを配布しており、出社時はカードで建物出入口の人感センサーを解除してテナントに入室することとしている。

## ② 従業員用通路・駐車場

郊外型店舗の場合などは、従業員も車通勤をすることが多いことが考えられます。従業員用の駐車場までの距離があり、かつ夜道で暗い場所がある場合には、従業員の安全確保のために、照明の設置や防犯ブザーの配布、警備員の巡回などの対策が重要です。



### 従業員駐車場の防犯の取組の例

- ・T社では、従業員駐車場が建物とは別の敷地にあり、通用口からは徒歩15~20分程度かかるため、女性従業員に対して、夜遅い時間にかかる場合には施設近傍に駐車できる安全措置を設けている。また、必要に応じて防犯ブザーを配布したり、従業員駐車場には警備車両が巡回するようにしている。

## 第5章 ソフト面の対策

本章では、大規模商業施設の防犯対策のうち、ソフト面の対策について概観します。

### 1. 施設内の防犯体制の構築

#### (1) 防犯担当専門組織の役割分担の明確化と周知徹底

通常、大規模商業施設では、施設所有者と施設管理者・運営者が異なるケースのほか、施設の安全管理を担う防災センターの運営を警備会社に委託しているケースが多くあります。その結果、安全安心に関連する組織が複数にまたがり、防犯上の緊急事態が発生した際、どの部署に連絡すれば良いかわからないなど、どのような防犯体制なのかが、関係者からもテナント従業員等からも、わかりにくくなってしまう可能性があります。

このため、関係部署が連携・協力して防犯対策に取り組むことができるよう、例えば「セキュリティチーム」や「セキュリティ対策室」等、わかりやすい名称とともに、それぞれの組織がどのような役割を担って防犯対策を行っていくかについて、役割分担を明確にすることが重要です。その際、組織図を作成し、バックヤードに掲示するといった工夫も有効です。また、専門組織の設置が難しい場合でも、防災センターなどの部署に兼務させることで担当組織を明確にすることも重要です。

また、役割分担については、通常時のものと緊急時のものを分けて整理することで、緊急時の混乱を防ぐことができます。

あわせて、専門組織について、従業員会等を通じて周知するとともに、従業員と顔が見える関係を構築することも重要です。

#### ◆ 施設管理者・運営者の役割分担の事例

- U社では、施設所有者と管理運営者の連携体制を構築し、所有者は防犯対策の計画の立案、管理運営者は計画に則った対応を実施することで役割分担を明確化している。

## (2) 組織・部門を超えた迅速な情報共有体制の構築

(1) で示した「防犯担当専門組織」のような専門組織の設置が難しい場合、組織間での防犯に関する情報共有を目的としたミーティングを定期的に開催することが有効です。

また、同一組織内であっても防犯に関係する部署が複数に分かれている場合、それらの間でも情報共有体制を構築することが重要です。

### （2）組織間で情報共有体制を構築している事例

- ・V社では、防災、警備、清掃、ロジの4つのセクションに組織が分かれており、相互のコミュニケーションが不足しがちであったことを受け、「セクションミーティング」を月に1度開催している。このセクションミーティングにおいて、防犯に関する情報共有をはじめ、様々な情報交換がなされて、防犯上重要な情報を円滑に共有できる体制が構築できている。

## (3) 防犯担当責任者の設置

施設ごとに防犯担当責任者を定めます。施設規模によって、必要に応じて防犯担当副責任者を定めます。

防犯担当責任者には、以下に示すような施設全体の防犯性能向上に資する計画・取組の検討・推進を担うことが期待されます。

### 防犯担当責任者の役割の例

#### ○全般

- ・定期的な防犯基準の履行状況のチェック
- ・トラブル・危機事象対応
- ・犯罪発生状況の分析・対策への反映

#### ○ハード面

- ・防犯設備の整備・点検状況の確認

#### ○ソフト面

- ・防犯体制の構築・整備
- ・関係機関との連携体制構築
- ・防犯マニュアル、防犯訓練計画等の作成
- ・テナント・従業員の防犯教育・防犯指導

／等

### （3）防犯担当責任者に専門家を活用している事例

- ・W社では、渉外部長と保安部長（防犯担当責任者）に防犯対策に通じた専門家を登用している。

#### (4) 防犯マニュアルの作成

施設として、防犯担当責任者や防犯に従事するための組織体制、従業員やテナントの役割を示すとともに、防犯対策として必要な行動・事態発生時の手順を示した防犯マニュアルを作成します。

また、例えば、警察署への通報要領等についてはテナント毎に本社から対応方針が指示されている場合があります。この場合、各テナントの方針に則ってもらうこととしますが、施設としての対応を統一することは、施設全体の防犯体制を向上させることにつながることから、施設としての共通方針を防犯マニュアルの中で示すことも有効です。

なお、既存の大規模商業施設におけるマニュアルは、その対象を「防犯」に限定せず、危機管理全般として作成している例が多くなっています。

##### 防犯マニュアルの例

###### 1. 当施設の防犯体制

- －防犯に係る部署や組織体制・役割分担（緊急時／通常時別に）
- －防犯担当責任者の役割
- －従業員の役割

###### 2. 施設内の防犯対策

- －防犯機器の習熟方法
- －従業員の行動（来館者への顔を見てのあいさつの徹底）

###### 3. 危機事象発生時の対応方法

- －危機事象別の対応方法・連絡手順
- －警察への通報要領

###### 4. 従業員・テナント教育の実施

- －従業員・テナント教育の目的・実施方法
- ／等



##### 新規配属スタッフ・従業員向けのスタッフブック作成の事例

・X社では、各テナントの指針に従ってもらうことを基本としつつ、新規配属スタッフ・従業員向けに「スタッフブック」を作成し、このなかで緊急対応、緊急通報の実施手順を示している。

## (5) テナントとの防犯に関する共通ルールの設定

「(4) 防犯マニュアルの作成」でも示したとおり、テナント毎の方針があっても、施設としての共通ルールを設定しそれを遵守してもらうようにすることは、施設が1つのコミュニティとしてまとまりを持ち、領域性を強化するうえで重要です。

また、施設の防犯に係る事項について、共通のルールを定める際には、全体方針のような大きな方向性のみ示す場合と、事態発生時の対応手順・連絡・共有方法等、具体的なルールも定める場合とが考えられます。



### テナント契約時に防災や安全管理に関する規則を定めている事例

- ・Y社では、テナント契約時の契約文書において、防災や安全管理に関する規則を定め、規則を遵守するよう定めている。

## 2. 施設内の犯罪等に関する情報の共有と分析の推進

### (1) テナントとの情報共有体制の構築

施設全体としての防犯性能を向上するためには、犯罪等が発生する事前・事後いずれにおいても、テナントとの情報共有が円滑に行える体制を構築しておくことが極めて重要です。

#### ① 日常的な相談・連絡体制の構築

日常的には、テナントとの情報共有のための会議を開催することや、日常的な困りごとを気軽に相談できる体制を構築しておくことが重要です。また、テナントに対し、タイムリーに防犯情報を提供し、防犯体制強化につなげるための講座を開催することなども有効です。

また、テナントとの情報共有の場を活用して、テナントの取組のうち、優れた安全対策・防犯上の取組等の紹介を行うことも、他のテナントの意識を向上させる観点からも有効です。



### テナントとの連絡会を定期的に開催している事例

- ・Z社では、各テナントから上がってくる被害情報等の防犯情報をまとめ、テナントと月次で開催している連絡会で情報共有している。



### タイムリーに防犯情報を共有するミーティングの開催事例

- ・AA社では、警察と従業員とで週1回防犯に関するミーティングを実施している。

## ② 緊急時における円滑な情報共有体制の構築

事態発生などの緊急時には、即時に関係者に必要な情報共有が可能となる仕組みを構築しておくことが有効です。



### 即時情報共有端末を導入している事例

- ・BB社では、各テナントに情報端末を設置し、端末を通じて施設内の状況や犯罪等の発生状況や不審者情報等の共有をしている。
- ・CC社では、メール形式による一斉発信で、万引き被害の発生や不審者情報等について情報共有している。



### 暗号放送による情報共有の事例

- ・DD社では、不審者情報を暗号放送にしてテナントに共有している。



### テナントへの緊急通報装置の設置による即時情報連絡事例

- ・EE社では、テナントに緊急通報装置を設置し、事態が発生した場合、従業員が起動することで、管理室に自動で通報されるシステムを導入している。

## (2) 犯罪発生状況の分析と活用

施設内で発生する犯罪等の状況について、それらを発生場所、発生時間帯、発生時期等の視点で整理・分析することで、施設内の防犯上の弱点が明らかとなります。こうした情報をもとに、例えば、犯罪等が発生しやすい時期や場所に応じて巡回監視体制を強化するといったことや、犯罪が発生しやすい場所に防犯カメラを新設するなど、状況分析を踏まえてハード・ソフト両面での対策を再検討し、適宜見直すことで、より効果的な対策を実施することができます。



### 犯罪発生状況等の分析事例

- ・FF社では、施設内で発生する事案を月別、時間別、テナント別に集計し、テナントに共有するとともに、発生の多い時間・季節には巡回員を増加させる等の対応をしている。

### 3. 施設全体としての防犯意識・コミュニティ意識の醸成

#### (1) テナント従業員とも連携した防犯意識の醸成

施設全体として領域性を高め、安全安心な施設運営を実現していくためには、テナント部分と共用部分の両方について、施設運営者とテナント従業員が一体となった防犯意識を醸成することが重要です。

このため、共通ルールとして、来館者を見かけたら必ず店頭に立って挨拶をすることを定めることや、研修等により共用部にも防犯意識を向けるよう、継続的に意識付けを行っていくなど、テナント従業員に対しても、テナント部だけでなく共用部分も含めた防犯意識を持ってもらうことが有効です。

##### ➡ 接客研修を通じた共用部分への意識啓発指導事例

- ・GG社では、テナント従業員に対して接客研修を実施しており、その中で店頭付近に立って積極的に挨拶を行うことの重要性について指導している。

#### (2) テナント・従業員への防犯教育/研修・対応手順の習熟

テナント・従業員に対して、継続的に防犯教育を実施することは、従業員の防犯意識を維持する上で非常に重要です。また、テナント・従業員は一定の頻度で入れ替わりが生じることからも、定期的かつ継続的に実施することが求められます。

教育／研修を実施するタイミングは、開催頻度を決めて防犯講習を実施する等、入社時（新人研修）のみに限定せず、幅広い層を対象として教育／研修を実施することが重要です。また、教育／研修内容は、施設での基本的な防犯ルールの習得のほか、護身術、直近の犯罪発生状況や傾向に関する分析結果の共有、類似施設での事案発生事例の共有等が考えられます。

また、教育を行うにあたっては、警察担当者や警備会社担当者、防犯専門家等を外部講師として招き、大局的な観点から講演してもらうことも有効です。

##### ➡ 雇用した防犯対策の専門家による教育の実施事例

- ・HH社では、防犯対策の専門家である渉外部長による従業員オリエンテーションを定期的に実施しており、1ヶ月間に発生した事案の紹介、周辺地域の犯罪発生状況等について研修している。



### 地元警察署と連携した研修の実施事例

- ・II社では、地元警察署による特別研修として、女性従業員向けに護身術の他、刺股実技等の研修を実施している。
- ・JJ社では、地元警察署の生活安全課と連携し、犯罪者の捕捉に関する研修を不定期に実施している。

### (3) テナント間コミュニケーションの活性化支援

施設を一つのコミュニティとして捉えると、テナントやその従業員は住民であり、テナント・従業員間のコミュニケーションを活性化していくことは、コミュニティとしての施設の防犯性能の強化の一環として、極めて重要な取組と位置づけられます。

テナント間のコミュニケーションを活性化するための手段として、従業員からなる会議体を設置し、ボトムアップで施設環境改善やキャンペーン展開について意見を出し合える組織を整備することや、従業員が参加するイベントやクリーン活動、研修を実施することも有効です。



### 従業員組織の設置による交流事例

- ・KK社では、「テナント会」を組織し、テナント従業員が参加するパーティの他、クリーン活動等の地域貢献活動等が企画・実施されている。

## 4. 多様な機関との連携による防犯力強化

### (1) 多様な人材・多様な機関と連携した巡回体制の強化

#### ① 多様な人材を活用した巡回体制の強化

警備員による巡回監視と防犯カメラによるモニター監視だけでは広大な施設を一律に見守ることは困難です。

こうした状況下では、テナント従業員や清掃員等、施設に従事する多様な人材を活用することが有効です。例えば、テナント従業員その他であっても、腕章を付け業務途中や合間で巡回してもらうことで、多様な人材に「施設を見守る目」となってもらうことができます。

#### （）清掃員を活用した巡回体制強化事例

- ・LL社では、警備人員に限りがあることから、施設運営協力会社等を活用しながら、館内巡回を実施している。

#### （）従業員による巡回体制強化事例

- ・MM社では、不審者等の事案が発生した場合、従業員も含めて館内巡回を行い、巡回体制を強化している。その際、「お客様係」と記載された腕章を着用することで、効果を高めている。

#### ② 多様な機関と連携した巡回体制の構築

館内の巡回体制強化は、地元警察署や地域の防犯活動団体等、地域の多様な機関と連携して構築することも検討しましょう。特に、施設が地域の一員であるという観点からすると、地域住民や地域の防犯活動団体と連携していくことも、地域と長期的な関係を築いていく上では重要です。

ただし、こうした連携体制を構築するためには、事前に関係機関との信頼関係が構築できていることが重要です（詳細は「(3) 関係・近隣機関との連携体制構築」を参照）。

#### （）施設内への警察官立寄所の設置事例

- ・NN社では、施設設計時点から地元警察署と連携し、アドバイスを得ている他、施設内に日常中に警官が常駐する警察官立寄所を設置している。

### ② 鉄道警察隊と連携した巡回体制強化事例

- ・OO社では、駅直結型の施設で、駅から直結のエスカレーター付近で盗撮被害が多発していたことから、鉄道警察隊による巡回を依頼し、巡回体制を強化している。

## (2) 地域や関係機関と連携した防犯意識啓発活動の展開

施設が地域の一員であるという観点からも、施設として地域の防犯意識啓発活動に積極的に関与していくことが求められます。

地域全体としての防犯意識を高めるための啓発キャンペーン等を施設内で実施するなどの取組を検討することが有効です。

また、防犯に限らず、地域のイベントに積極的に参加し、関係を築くことも重要です（詳細は「(3) 関係・近隣機関との連携体制構築」を参照）。

### ② CSR活動の一環としての地域の防犯力向上のためのキャンペーン展開事例

- ・PP社では、CSR活動の一環として、防犯意識・防犯力向上のため、地域行政、小学校、警察と連携し、施設の共通ポイントカードを保有している顧客から、カードポイントを寄付してもらい、集まったポイントをもとに「オリジナル防犯ブザー」を作成し、各施設周辺の小学生（新一年生全員を対象）へ寄贈するプロジェクトを実施している。  
このほか、地域行政と連携し、「子ども 110 番の家」募集活動、盗難防止用の自転車かご用ネットの配付等を実施している。

### ③ 施設でのキャンペーン展開事例

- ・QQ社では、地域行政、小学校、警察等と連携し、防犯啓発ショーや親子で参加できる防犯ワークショップを実施している。
- ・RR社では、警察等と連携し、施設内の ATM 付近で振り込め詐欺防止キャンペーンを実施している。

### (3) 関係・近隣機関との連携体制構築

#### ① 警察との連携

地元警察署との連携体制の構築は、施設の防犯力を向上させる上で重要な取組となります。施設設計段階から連携体制を構築し、防犯設備面（防犯カメラの設置箇所等）の相談等を実施すると良いでしょう。

また、定期的に警察署を訪問し、犯罪等の発生状況について意見交換を行うことも重要です。

##### ② 防犯に精通した専門家を防犯対策の要職で再雇用している事例

- ・SS社では、渉外部長として防犯に精通した専門家を採用しており、その知見を生かして地域の様々な主体と連携を図っている。
- ・TT社では、顧問として防犯に精通した専門家を採用しており、週1回の防犯ミーティングの他、月に一度警察署を訪問するなどの関係構築を実施している。

##### ③ 定期的な警察署との意見交換会の開催事例

- ・UU社では、年1～2回、警察署を訪問し、防犯全般に関して意見交換会を開催している。これにより警察との円滑な連携ができるようになった。

##### ④ 警察組織の多様な担当課との連携事例

- ・VV社では、警察署の地域課、生活安全課、警備課、交通課と幅広く関係を構築しており、イベント時の警備の相談やい集対策等幅広い事象について、警察と相談できる体制を構築している。

#### ② 防犯専門家との連携

防犯カメラ等の各種防犯機器・防犯設備をより効果的に設置・運用するためには、防犯機器・防犯設備に関する知識・技能を有する専門家の助言・指導を得ることが有効です。

そのため、防犯設備士<sup>7</sup>や警備業者など、防犯に関する専門家を活用して、防犯対策の向上に努めることが有効です。

<sup>7</sup>防犯設備に関する知識・技能を有する専門家として公益社団法人日本防犯設備協会が認定する資格

### ③ 近隣機関との連携

非常時や災害時に地域と連携した対応をとるためにも、警察以外の関連・近隣機関として、行政、地域（自治会等）、近隣商業施設（商店街等）等と連携することが重要です。

施設も地域の一員であるという視点が重要ですので、地域の構成員として、地域の祭事・イベント等に積極的に関与することや、行政等との関係構築も含め、多様な主体との連携を意識した関係構築を行うことが有効です。

#### ➡ CSR活動の一環としての清掃活動の実施事例

- ・WW社では、月に1回地域の清掃活動に従業員が参加している。

#### ➡ 地域交流事例

- ・XX社では、地域のお祭りに出店し、地域交流を実施している。

#### ➡ 行政・自治会との連携事例

- ・YY社では、行政と協定を締結し、一次避難場所として施設を提供することとしている。また、自治会と青少年育成や災害時対応に係る協定を締結している。

## 第6章 大規模商業施設運用時に生じる課題別の対応方策

この章では既に運用している大規模商業施設の課題に対して必要な対策を確認出来るよう、第4章、第5章の対策を主な課題別に整理しています。

### 1. 大規模商業施設運用上の課題

大規模商業施設を運用している上で生じる様々な課題の中で特に機会犯罪やその他の秩序びん乱の発生を想定し、その対策を整理すると下表の通りです。

これらは、犯罪等の「機会＝隙」を極力減らす工夫を施すことで、未然に防止することができます。

図表 12 大規模商業施設で生じる課題と対策の方向性

課題（犯罪等）	課題の概要と対策の方向性
万引き	<ul style="list-style-type: none"><li>・雑貨等、手に取りやすく小さくて高額なものが対象となりやすい。店舗毎の対策に加え、要注意行動があった場合にテナント間で情報共有したり、追跡が可能となるような監視体制なども有効。</li></ul>
車上ねらい	<ul style="list-style-type: none"><li>・見通しの悪さと人の目の少なさにより発生するケースが多く、防犯力メラと警備員による巡回の組み合わせのほか、照明照度を上げる等の対策が有効。</li></ul>
自転車盗	<ul style="list-style-type: none"><li>・自転車置き場の見通しを確保する等の工夫や、自転車の盗難が困難となるような設備の設置が必要。また、無施錠自転車を減少させるなど、利用者意識の喚起なども必要。</li></ul>
置引き・ひったくり等	<ul style="list-style-type: none"><li>・見通しの悪さと人の目の少なさにより発生するケースが多く、防犯力メラと警備員による巡回の組み合わせのほか、照明照度を上げる等の対策が有効。</li></ul>
盗撮・痴漢・わいせつ行為等	<ul style="list-style-type: none"><li>・盗撮は階段・エスカレーター等で発生する傾向が多く、盗撮を困難にするような設備等の導入や、従業員やカメラ等によって監視性を高めることが必要。</li><li>・その他、死角が多い場所や人通りの少ない場所で発生することが多く、ハードとソフトの連携により死角を無くす工夫が必要</li></ul>
暴行・傷害・恐喝	<ul style="list-style-type: none"><li>・死角が多い場所や人通りの少ない場所で発生することが多く、ハードとソフトの連携により死角を無くす工夫が必要。</li></ul>
放火	<ul style="list-style-type: none"><li>・死角を防ぐとともに、放火対象となる物品が放置されないように清掃管理等を徹底することが重要。</li><li>・危険物の放置を防ぐためにも、ゴミ箱を透明なものにする等、外から見えやすくする工夫も有効。</li></ul>
落書き	<ul style="list-style-type: none"><li>・死角が多い場所や人通りの少ない場所で発生することが多く、ハードとソフトの連携により死角を無くす工夫が必要。</li></ul>
嫌がらせ・つきまとい等	<ul style="list-style-type: none"><li>・特に女性従業員がターゲットとされることが多く、通報制度を充実することや、テナント従業員の意識啓発等の対応が必要。</li></ul>
い集	<ul style="list-style-type: none"><li>・死角が多い場所や人通りの少ない場所で発生することが多く、ハードとソフトの連携により死角を無くす工夫が必要。</li></ul>
不審者等の侵入	<ul style="list-style-type: none"><li>・早期通報、早期声かけ等、きめ細かく監視できる体制の構築が必要</li></ul>
施設等への不法侵入（夜間）	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者が利用できるエリアとその他のエリアをゲートやシャッター等で明確に、区分し、適切に動線を管理することが重要。</li></ul>
特殊詐欺	<ul style="list-style-type: none"><li>・ATMコーナーがあり、携帯電話等を利用していても注意喚起がされない環境がある場合や、人の目が少ない場合に、発生するケースが多く、見通しの確保や声かけ等の対策が有効。</li></ul>

## 2. 課題別の対応方策ガイド

### (1) 万引き

#### ① 構造・設備面の対策

- ・万引き被害を防止するためには、鍵付きのショーケース等に陳列したり、レジカウンター近くに陳列したりするなど、展示方法の見直し等が有効です。その他、店内の見通しの確保や防犯カメラの設置による監視性の向上などが有効です。

- 展示方法の見直し等 ⇒参考：P. 49 第 4 章2. (17)
- 見通しの確保 ⇒参考：P. 36 第 4 章1. (1)  
P. 49 第 4 章2. (17)
- 防犯カメラの設置 ⇒参考：P. 39 第 4 章1. (3)

#### ② ソフト面の対策

- ・ソフト面の対策では、防犯カメラの設置と合わせて適切な巡回を行うことや、施設全体としての防犯意識の醸成、万引き事案発生時に適切に情報共有を行う情報共有体制の構築などが有効です。

- 巡回体制の強化 ⇒参考：P. 59 第 5 章4. (1)
- 防犯意識の醸成 ⇒参考：P. 57 第 5 章3. (1)
- 情報共有体制の構築 ⇒参考：P. 55 第 5 章2. (1)
- テナント間の連携体制の構築 ⇒参考：P. 58 第 5 章3. (3)

### (2) 車上ねらい

#### ① 構造・設備面の対策

- ・車上狙いを防ぐためには、駐車場内に人が自由に入り出しきれないよう区分を明確化したり、人の顔や行動が認識できる程度以上の照度を確保することなどによる見通しの確保が有効です。また、防犯カメラによる設置による監視性の向上も有効で、特に出入口等への設置が有効です。

- 区分の明確化 ⇒参考：P. 44 第 4 章2. (7)
- 見通しの確保 ⇒参考：P. 36 第 4 章1. (1)  
⇒参考：P. 42 第 4 章2. (3)  
⇒参考：P. 44 第 4 章2. (7)
- 防犯カメラの設置 ⇒参考：P. 39 第 4 章1. (3)

## ② ソフト面の対策

---

- ・車上狙いを防止するため、利用者に対して施錠確認を行うことや盗難防止用の機器等を利用することなどの注意喚起を行うことが重要です。また、防犯カメラの設置と合わせて適切な巡回を行うことも有効です。

■巡回体制の強化 ⇒参考：P. 59 第 5 章4. (1)

## (3) 自転車盗

---

### ① 構造・設備面の対策

---

- ・自転車盗の防止のためには、まずスライド式ラック、チェーン用バーラック、サイクルラック等を設置したり、キーロック設備を設けるなど、盗難防止に有効な措置を行うことが有効です。その他、駐輪場の見通しの確保や防犯カメラの設置が有効で、防犯カメラは出入口等人の動線となる箇所に設置することが有効です。

■盗難されにくい設備の導入 ⇒参考：P. 45 第 4 章2. (8)

■見通しの確保 ⇒参考：P. 36 第 4 章1. (1)

⇒参考：P. 42 第 4 章2. (3)

⇒参考：P. 45 第 4 章2. (8)

■防犯カメラの設置 ⇒参考：P. 39 第 4 章1. (3)

### ② ソフト面の対策

---

- ・自転車盗を防止するためには、利用者に対して施錠確認を行うことなどの注意喚起を行うことが重要です。また、防犯カメラの設置と合わせて適切な巡回を行うことも有効です。

■巡回体制の強化 ⇒参考：P. 59 第 5 章4. (1)

## (4) 置引き・ひったくり等

### ① 構造・設備面の対策

- ・置引き・ひったくり等を防止するためには、人の顔や行動が視認できる程度以上の照度を確保することなどにより見通しを確保し、死角が生じないようにすることが重要です。その為に防犯カメラを設置することも有効です。

■見通しの確保 ⇒参考：P. 36 第 4 章1. (1)

⇒参考：P. 49 第 4 章2. (15)

■防犯カメラの設置 ⇒参考：P. 39 第 4 章1. (3)

### ② ソフト面の対策

- ・利用者に対して、置引きやひったくり等の被害に遭わないよう、手荷物には常に注意するような意識啓発が重要です。その他、巡回体制の強化や、施設全体としての防犯意識の醸成、事案発生時に適切に情報共有を行う情報共有体制の構築などが有効です。

■巡回体制の強化 ⇒参考：P. 59 第 5 章4. (1)

■防犯意識の醸成 ⇒参考：P. 57 第 5 章3. (1)

■情報共有体制の構築 ⇒参考：P. 55 第 5 章2. (1)

■テナント間の連携体制の構築 ⇒参考：P. 58 第 5 章3. (3)

## (5) 盗撮・痴漢・わいせつ行為等

### ① 構造・設備面の対策

- ・エスカレーターで側面などが透過性の素材の場合には、撮影を防ぐためにマスキングのシートを貼るなど、盗撮等を行いにくい設備の導入が重要です。その他、見通しの確保や防犯カメラの設置による監視性の向上などが有効です。

■盗撮等されにくい設備の導入 ⇒参考：P. 47 第 4 章2. (12)

■見通しの確保 ⇒参考：P. 36 第 4 章1. (1)

⇒参考：P. 47 第 4 章2. (12)

■防犯カメラの設置 ⇒参考：P. 39 第 4 章1. (3)

## ② ソフト面の対策

---

- ・ 盗撮や痴漢はエスカレーター やトイレその他人目のつかない場所などで発生することが多く、こうした場所で利用者に対する注意喚起を行うことが必要です。その他、巡回体制の強化や、施設全体としての防犯意識の醸成、事案発生時に適切に情報共有を行う情報共有体制の構築などが有効です。

- 巡回体制の強化 ⇒参考：P. 59 第 5 章4. (1)
- 防犯意識の醸成 ⇒参考：P. 57 第 5 章3. (1)
- 情報共有体制の構築 ⇒参考：P. 55 第 5 章2. (1)
- テナント間の連携体制の構築 ⇒参考：P. 58 第 5 章3. (3)

## (6) 暴行・傷害・恐喝

### ① 構造・設備面の対策

---

- ・ 暴行・傷害・恐喝などは階段やトイレなどの奥まった施設で発生する傾向があるため、被害が発生しやすい施設の見通しを確保し、防犯カメラを設置して監視性を高めることや、防犯カメラの設置そのものを周知することが有効です。

- 見通しの確保 ⇒参考：P. 36 第 4 章1. (1)  
⇒参考：P. 46 第 4 章2. (9)  
⇒参考：P. 46 第 4 章2. (10)
- 防犯カメラの設置 ⇒参考：P. 39 第 4 章1. (3)

### ② ソフト面の対策

---

- ・ 人目のつかない場所の監視性を高めるために、防犯カメラの設置と合わせて適切な巡回を行うことも有効です。

- 巡回体制の強化 ⇒参考：P. 59 第 5 章4. (1)

## (7) 放火

### ① 構造・設備面の対策

- 放火の対象となり得る可燃物の管理のため、ゴミ箱の一部を透明にしたり植栽の管理を適切に行なうことが重要です。その他、施設内の見通しを確保したり、防犯カメラを設置して監視性を高めること、防犯カメラの設置そのものを周知することが有効です。

■放火対象物の管理 ⇒参考：P. 43 第 4 章2. (4)

■見通しの確保 ⇒参考：P. 36 第 4 章1. (1)

■防犯カメラ ⇒参考：P. 39 第 4 章1. (3)

### ② ソフト面の対策

- 人目のつかない場所の監視性を高めるために、防犯カメラの設置と合わせて適切な巡回を行うことも有効です。

■巡回体制の強化 ⇒参考：P. 59 第 5 章4. (1)

## (8) 落書き

### ① 構造・設備面の対策

- 落書きは、死角となる場所で発生する傾向があるため、見通しを確保し、防犯カメラを設置して監視性を高めることや、防犯カメラの設置そのものを周知することが有効です。また、夜間の侵入を防止するため、敷地外周をフェンス等で区画することも有効です。

■見通しの確保 ⇒参考：P. 36 第 4 章1. (1)

■防犯カメラ ⇒参考：P. 39 第 4 章1. (3)

■敷地外周 ⇒参考：P. 42 第 4 章2. (2)

### ② ソフト面の対策

- 人目のつかない場所の監視性を高めるために、防犯カメラの設置と合わせて適切な巡回を行うことも有効です。

■巡回体制の強化 ⇒参考：P. 59 第 5 章4. (1)

## (9) 嫌がらせ・つきまとい・わいせつ行為等

### ① 構造・設備面の対策

- 特に女性従業員が多い施設では、従業員に対する嫌がらせやつきまといが発生する可能性があります。防犯カメラを設置しその内容を広く周知することが発生の抑止につながります

■防犯カメラ ⇒参考：P. 39 第 4 章1. (3)

### ② ソフト面の対策

- 特に女性従業員が多い施設では、従業員に対する護身術の習得などの防犯教育の実施や防犯意識の醸成が有効です。また、こうした事案が発生した場合にテナント間で情報共有し、相互に連携できる体制を強化することも有効です。
- 防犯カメラの設置と合わせて適切な巡回を行うことも有効です。

■テナント従業員への防犯教育 ⇒参考：P. 57 第 5 章3. (2)

■防犯意識の醸成 ⇒参考：P. 57 第 5 章3. (1)

■情報共有体制の構築 ⇒参考：P. 55 第 5 章2. (1)

■テナント間の連携体制の構築 ⇒参考：P. 58 第 5 章3. (3)

■巡回体制の強化 ⇒参考：P. 59 第 5 章4. (1)

## (10) い集

### ① 構造・設備面の対策

- ・い集は人目のつかない場所などで発生することが多く、見通しの確保や防犯カメラの設置による監視性の向上などが有効です。

■見通しの確保 ⇒参考：P. 36 第 4 章1. (1)

⇒参考：P. 46 第 4 章2. (9)

⇒参考：P. 46 第 4 章2. (10)

■防犯カメラの設置 ⇒参考：P. 39 第 4 章1. (3)

### ② ソフト面の対策

- ・人目のつかない場所の監視性を高めるために、防犯カメラの設置と合わせて適切な巡回を行うことも有効です。

■巡回体制の強化 ⇒参考：P. 59 第 5 章4. (1)

## (11) 不審者等の侵入

### ① 構造・設備面の対策

- ・不審者等の侵入を防止するために、バックヤードとその他のスペースとの間や、営業時間が異なる店舗間で、適切に動線を分離することが重要です。また、侵入防止や要注意人物の動向把握等の観点から、防犯カメラを設置することも有効です。

■動線の分離 ⇒参考：P. 37 第 4 章1. (2)

■防犯カメラ ⇒参考：P. 39 第 4 章1. (3)

### ② ソフト面の対策

- ・要注意人物の動向に施設全体で留意し、不審者等の侵入を防止するためには、施設全体で防犯意識を高めるとともに、不審者等が見られた場合にテナント間で適切のその情報を共有できる情報共有体制の構築をし、巡回を実施していくことが有効です。

■防犯意識の醸成 ⇒参考：P. 57 第 5 章3. (1)

■情報共有体制の構築 ⇒参考：P. 55 第 5 章2. (1)

■テナント間の連携体制の構築 ⇒参考：P. 58 第 5 章3. (3)

■巡回体制の強化 ⇒参考：P. 59 第 5 章4. (1)

## (12) 施設等への不法侵入(夜間等)

### ① 構造・設備面の対策

- ・夜間等の不法侵入を防止するため、敷地外周をフェンス等で区画し、夜間はセンサーによる警備や防犯カメラ等による機械警備により、侵入を防止することも有効です。また、施設内部への車両等の侵入を防ぐため、施設外周についてもポールやガードレール等を適宜配備することが有効です。

- 施設外周の対策 ⇒参考：P. 41 第 4 章2. (1)
- 敷地外周の対策 ⇒参考：P. 42 第 4 章2. (2)
- 防犯カメラ ⇒参考：P. 39 第 4 章1. (3)

## (13) 特殊詐欺

### ① 構造・設備面の対策

- ・特殊詐欺の被害防止のため、現金自動預払機(ATM)等については、道路や事業所内等から見通しが確保された場所に設置するようにします。

- 現金自動預払機(ATM)の対策 ⇒参考：P. 49 第 4 章2. (16)

### ② ソフト面の対策

- ・特殊詐欺の被害防止のためには、ATM等の利用者に対して注意喚起を促す表示を行うとともに、被害が疑われる利用者に対し、従業員等による適切な声かけ等を実施するようになります。

- 巡回体制の強化 ⇒参考：P. 49 第 4 章2. (16)  
⇒参考：P. 59 第 5 章4. (1)

## 第7章 今後の更なる安全安心の実現に向けて

### 1. 今後の防犯対策の継続に向けて

#### (1) 防犯対策の継続的な実施

防犯対策は、その効果を維持するためには取組を継続的に進めることが求められます。中でも、巡回活動などは継続的に実施しなければすぐにその効果は現れなくなってしまいますし、他機関との連携などは時間を掛けて取り組む事でその効果が發揮されるものです。そのためには、防犯対策を経営方針の中に明確に位置づけ、防犯対策を行う組織と責任の所在を明確にすることで、防犯対策の継続性を担保する体制づくりが重要です。

#### (2) 新たな課題への対応

施設を運用していく中で、新たな課題が発生するだけではなく、既存の取組が様々な事情で実施できなくなったり既存の防犯設備が機能しなくなったりすることがあります。

そのため、犯罪の発生状況等には目を配りながら、これまで想定していなかった犯罪や課題が発生していないかを定期的にモニタリングしていくことが必要です。その上で、新しい課題が発生した場合は、新たに必要な取組を検討・実施していくことが重要です。

また、大規模商業施設では防犯カメラを多数導入している例が多くみられますが、防犯カメラシステム（録画機器等を含む）は一定期間経過すると故障や機能の劣化などにより、更新が必要となります。そのため、こうした防犯機器については一部ずつ入れ替えを行う等の適切な更新計画を設けることが必要です。

#### (3) テロ等の新たな危機への対応

人が集中する大規模商業施設は、いわゆる機会犯罪だけではなく、爆破予告などのソフトターゲットを対象としたテロなども懸念されます。

こうした新たな危機への対策を行うため、警察署との日常的な関係構築も含めて、対応方針を明確にしておくことも必要です。

#### ② テロ等への対応事例

- ZZ社では爆破予告があった場合の対応フローについては、避難誘導や記者会見等の実施手順を定めている。

参考) 内閣官房「ソフトターゲットにおけるテロ対策のベストプラクティス」

( [https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sosikihanzai/kettei/20170127\\_best%20practice.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sosikihanzai/kettei/20170127_best%20practice.pdf) )

## 参考資料

### 1. 検討の体制

本ガイドラインの作成にあたっては、以下の有識者から構成される「防犯性に優れた大規模商業施設の普及促進に係る調査研究 研究会」を設置し、検討を行った。

(学識経験者)

- ・東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻 准教授 樋野 公宏（研究会長）
  - ・筑波大学システム情報系社会工学域 准教授 雨宮 譲
  - ・北陸大学経済経営学部 学部長 教授 山本 啓一
- (大規模商業施設関係者)
- ・大手流通事業者
  - ・大手ディベロッパー
- (その他)
- ・警察庁生活安全局生活安全企画課 都市防犯対策官 細川 真宏
  - ・(公財)日工組社会安全研究財団 主任研究員 石田 仁

### 2. 検討の経緯

本ガイドラインの策定にあたっては、4回の研究会を開催し、合わせて実際に立地している大規模商業施設にその取組内容等のヒアリングを行った。

(ヒアリングを行った商業施設の概要)

施設タイプ	規模	立地特性
複合型大規模商業施設	<ul style="list-style-type: none"><li>■敷地面積：約 46,000 m<sup>2</sup></li><li>■延床面積：約 250,000 m<sup>2</sup></li><li>■平均来客数 平日：4万人/日 土日：6～7万人/日</li></ul>	政令市駅直近
複合型大規模商業施設	<ul style="list-style-type: none"><li>■敷地面積：約 38,000 m<sup>2</sup></li><li>■賃貸面積：約 69,000 m<sup>2</sup></li><li>■平均来客数 平日：7万人/日、休日：11万人/日</li></ul>	政令市駅直近
複合型大規模商業施設	<ul style="list-style-type: none"><li>■敷地面積：約 23,000 m<sup>2</sup></li><li>■賃貸面積：約 22,000 m<sup>2</sup></li><li>■平均来客数 平日：1.8万人/日 休日：3万人/日</li></ul>	地方都市駅直近
アウトレットモール	-	郊外型
複合型大規模商業施設	<ul style="list-style-type: none"><li>■敷地面積：約 128,000 m<sup>2</sup></li><li>■賃貸面積：約 63,000 m<sup>2</sup></li><li>■平均来客数 平日：1.6～1.7万人/日 休日：2.8～3.0万人/日</li></ul>	地方都市郊外型
複合型大規模商業施設	<ul style="list-style-type: none"><li>■敷地面積：約 11,000 m<sup>2</sup></li><li>■商業施設面積：約 29,000 m<sup>2</sup></li><li>■平均来客数 平日：3.5万人/日 以上 休日：4.0万人/日 以上 ※商業施設全体ではなく、単独店舗のみでの来客数</li></ul>	政令市駅直結



---

---

## 防犯性に優れた大規模商業施設のガイドライン

平成 30 年（2018 年）3 月 26 日発行

事務局・発行者 公益財団法人 日工組 社会安全研究財団  
〒101-0047 東京都千代田区内神田 1 丁目 7 番 8 号  
大手町佐野ビル 6 階  
TEL 03-3219-5177 <http://www.syaanken.or.jp/>  
©The Nikkoso Research Foundation for Safe Society,2018  
ISBN 978-4-904181-31-7 Printed in Japan

調査会社 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社  
防災・リスクマネジメント研究室  
〒105-8501 東京都港区虎ノ門 5 丁目 11 番 2 号  
オランダヒルズ森タワー  
TEL 03-6733-1022 (部代表) <http://www.murc.jp/>



9784904181317